慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	一九九八年ドイツ行政裁判所法 (BGB1. 1998 IS. 2600. 2608)
Sub Title	Verwaltungsgerichtsordnung (1998 VwGO)
Author	木村, 弘之亮(Kimura, Konosuke)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2001
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.74, No.6 (2001. 6) ,p.119- 174
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20010628-0119

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

一九九八年ドイツ行政裁判所法

(BGBl. 1998 I S. 2600. 2608)

木村弘之亮／訳

第一編　裁判所の構成
第一章　裁判所
第一条〔独立〕
第二条〔行政裁判権のある裁判所と審級〕
第三条〔裁判所の設置と廃止〕
第四条〔裁判所構成法の準用〕
第五条〔行政裁判所の構成〕
第六条〔単独裁判官〕
第七条から第八条まで（削除）
第九条〔高等行政裁判所の構成〕
第一〇条〔連邦行政裁判所の構成〕
第一一条〔連邦行政裁判所の大部〕
第一二条〔高等行政裁判所の大部〕
第一三条〔書記課〕
第一四条〔司法共助及び行政共助〕
第二章　裁判官
第一五条〔本務裁判官〕
第一六条〔兼務裁判官〕
第一七条〔補助裁判官・受託裁判官〕
第一八条（削除）
第三章　名誉職裁判官
第一九条〔法的地位〕
第二〇条〔要件〕
第二一条〔欠格事由〕
第二二条〔障害事由〕
第二三条〔拒否事由〕

第二四条〔解任〕
第二五条〔選任〕
第二六条〔選任委員会〕
第二七条〔名誉職裁判官の員数〕
第二八条〔候補者名簿〕
第二九条〔選任手続〕
第三〇条〔招集順序と予備名簿〕
第三一条〔削除〕
第三二条〔補償手当〕
第三三条〔過料〕
第三四条〔高等行政裁判所での名誉職裁判官〕
第四章　公益代表者
第三五条〔連邦公益代表者〕
第三六条〔公益代表者〕
第三七条〔公益代表者の資格〕
第五章　司法行政
第三八条〔職務上の監督〕
第三九条〔行政事務〕
第六章　行政権利救済の途及び管轄
第四〇条〔行政権利救済の適法性〕
第四一条〔削除〕
第四二条〔取消しの訴え・義務づけの訴え〕
第四三条〔確認の訴え〕
第四四条〔訴えの客観的併合〕
第四四条a〔行政庁の手続行為に対する法的救済〕
第四五条〔行政裁判所の事物管轄〕
第四六条〔高等行政裁判所の審級管轄〕
第四七条〔規範統制手続に関する高等行政裁判所の管轄〕
第四八条〔高等行政裁判所の管轄―結社の禁止〕
第四九条〔連邦行政裁判所の管轄―上訴〕
第五〇条〔始審かつ終審の連邦行政裁判所の管轄〕
第五一条〔結社禁止の訴えに関する手続の中断〕
第五二条〔行政裁判所の土地管轄〕
第五三条〔管轄裁判所の指定〕
第二編　手続
第七章　一般的手続規定
第五四条〔裁判所職員の除斥及び忌避〕
第五五条〔秩序規定〕
第五六条〔送達〕
第五六条a〔多数当事者手続における公示送達〕
第五七条〔期間〕
第五八条〔権利救済の教示〕
第五九条〔行政庁の教示義務〕
第六〇条〔期間徒過の原状回復〕
第六一条〔当事者能力〕
第六二条〔訴訟能力〕
第六三条〔関係人〕
第六四条〔訴えの主観的併合〕
第六五条〔訴訟参加〕
第六六条〔参加人の地位〕
第六七条〔弁護士強制―代理人・補佐人〕

第六七条a〔共同代理人〕
第八章　取消の訴え及び義務づけの訴えに関する特別規定
第六八条〔不服申立前置手続〕
第六九条〔不服申立手続の開始〕
第七〇条〔不服申立の形式と期間〕
第七一条〔聴聞〕
第七二条〔不服容認決定〕
第七三条〔不服審査決定〕
第七四条〔出訴期間〕
第七五条〔不服審査決定を要しない訴え―不作為の訴え〕
第七六条（削除）
第七七条〔異議申立て又は審査請求〕
第七八条〔被告〕
第七九条〔取消の訴えの対象〕
第八〇条〔執行停止の効力―即時命令〕
第八〇条a〔二重効果を有する行政行為の場合の仮の権利保護〕
第八〇条b〔執行停止効果の消滅及び継続〕
第九章　第一審における手続
第八一条〔訴えの提起〕
第八二条〔訴状の内容〕
第八三条〔管轄〕
第八四条〔裁判所決定〕
第八五条〔訴状の送達〕
第八六条〔職権探知主義―釈明義務―準備書面〕
第八七条〔口頭弁論の準備〕
第八七条a〔裁判長の裁判〕
第八七条b〔期日の指定〕
第八八条〔訴えの請求に対する拘束〕
第八九条〔反訴〕
第九〇条〔訴訟係属〕
第九一条〔訴えの変更〕
第九二条〔訴えの取下げ〕
第九三条〔手続の併合又は分離〕
第九三条a〔モデル手続〕
第九四条〔手続の中断〕
第九五条〔本人出頭〕
第九六条〔直接の証拠調べ〕
第九七条〔証拠収集の当事者開示〕
第九八条〔証拠調べ〕
第九九条〔行政庁の文書提出義務及び情報提供義務〕
第一〇〇条〔記録の閲覧〕
第一〇一条〔口頭弁論主義〕
第一〇二条〔呼出〕
第一〇三条〔口頭弁論の進行〕
第一〇四条〔紛争事件の討議〕
第一〇五条〔口頭弁論調書〕
第一〇六条〔和解〕
第一〇章　判決及びその他の裁判

第一〇七条〔終結判決〕
第一〇八条〔自由心証主義〕
第一〇九条〔中間判決〕
第一一〇条〔一部判決〕
第一一一条〔原因判決〕
第一一二条〔判決裁判所の構成〕
第一一三条〔取消の訴え及び義務づけの訴えの場合の判決〕
第一一四条〔行政庁の裁量〕
第一一五条〔不服審査裁決の取消し〕
第一一六条〔判決の告知・送達〕
第一一七条〔判決書の形式と内容〕
第一一八条〔判決の訂正〕
第一一九条〔事実の訂正を求める申立て〕
第一二〇条〔判決の補充〕
第一二一条〔判決の実質的既判力〕
第一二二条〔決定〕
第一一章　仮処分
第一二三条〔仮処分命令〕
第三編　上訴及び再審
第一二章　控訴
第一二四条〔控訴の受理・受理理由〕
第一二四条a〔控訴の受理手続〕
第一二五条〔控訴手続－不受理抗告〕
第一二六条〔取下げ〕
第一二七条〔附帯控訴〕
第一二八条〔審理の範囲－新たな提出〕
第一二八条a〔新たらしい説明と証拠方法〕
第一二九条〔第一審判決の変更〕
第一三〇条〔破棄差戻し〕
第一三〇条a〔決定による全会一致の裁判〕
第一三〇条b〔引用判決〕
第一三一条（削除）
第一三章　上告
第一三二条〔上告の受理〕
第一三三条〔不受理抗告〕
第一三四条〔飛躍上告〕
第一三五条〔控訴禁止の場合の上告〕
第一三六条（削除）
第一三七条〔上告理由〕
第一三八条〔絶対的上告理由〕
第一三九条〔上告期間－理由書提出期間－形式〕
第一四〇条〔取下げ〕
第一四一条〔上告手続〕
第一四二条〔訴えの変更・訴訟参加の不許〕
第一四三条〔適合要件の審理〕
第一四四条〔上告についての裁判〕
第一四五条（削除）
第一四章　抗告
第一四六条〔抗告の適法性、許可抗告〕
第一四七条〔抗告の提起〕
第一四八条〔行政裁判所による更正又は高等行政裁

判所への移送〕
第一四九条〔執行停止の効力〕
第一五〇条〔決定による裁判〕
第一五一条〔異議の申立〕
第一五二条〔連邦行政裁判所への抗告の禁止〕
第一五章　再審
第一五三条〔再審〕
第四編　費用及び執行
第一六章　費用
第一五四条〔費用負担義務の一般原則〕
第一五五条〔一部勝訴・取下げ、回復、故意過失の場合の費用負担義務〕
第一五六条〔即時認諾の場合の費用負担〕
第一五七条（削除）
第一五八条〔費用裁判に対する取消請求〕
第一五九条〔共同訴訟の場合の費用負担義務〕
第一六〇条〔和解の場合の負担〕
第一六一条〔費用裁判・事件の解決・不作為の訴え〕
第一六二条〔償還を受けうる費用〕
第一六三条（削除）
第一六四条〔費用の確定〕
第一六五条〔費用確定の異議の申立〕
第一六六条〔訴訟上の救助〕
第一七章　執行
第一六七条〔適用規定・管轄・仮の執行権〕
第一六八条〔債務名義〕
第一六九条〔公法上の権利主体のための執行〕
第一七〇条〔公法上の権利主体に対する執行〕
第一七一条〔執行文〕
第一七二条〔行政庁に対する罰金〕
第五編　最終規定及び経過規定
第一七三条〔民事訴訟法及び裁判所構成法の準用〕
第一七四条〔裁判官の職につく資格〕
第一七五条（削除）
第一七六条（削除）
第一七七条〔適格行政法学者〕（削除）
第一七八条及び第一七九条（条文改正）
第一八〇条〔証人及び鑑定人の尋問〕
第一八一条及び第一八二条（条文改正）
第一八三条〔州法の無効〕
第一八四条〔「上級行政裁判所」の名称〕
第一八五条〔本法と異なる州規定〕
第一八六条から第一九二条まで（略）
第一九三条〔憲法裁判所としての高等行政裁判所〕
第一九四条から第一九五条まで（略）

第一編　裁判所の構成

第一章　裁判所

第一条〔独立〕

行政庁から分離した、独立の裁判所が、行政裁判権を行使する。

第二条〔行政裁判権のある裁判所と審級〕

行政裁判権のある裁判所は、州に、行政裁判所及び高等行政裁判所を、連邦に、ライプツィヒを所在地とする連邦行政裁判所を置く。

第三条〔裁判所の設置と廃止〕

① 次に掲げる事項は、法律で定める。

一　行政裁判所又は高等行政裁判所の設置及び廃止

二　裁判所の所在地の異動

三　裁判所の管轄区域の境界の変更

四　二以上の行政裁判所の管轄区域にわたり、個々の専門分野を、一の行政裁判所に配分すること

五　行政裁判所のK部（カンマー）又は高等裁判所のS部（セナート）を、他の場所にも設置すること

六　従来効力を有していた規定によれば管轄が成立しない場合に、第一号、第三号及び第四号による措置について、係属する手続を他の裁判所に移送すること

② 二以上の州は、ひとつの合同の裁判所若しくはひとつの裁判所に属する合同の合議体の設置又は州際を越える裁判所の管轄区域の拡張について、個々の専門分野に関するものについても、協定することができる。

第四条〔裁判所構成法の準用〕

裁判所構成法の第二編の規定を、行政裁判権のある裁判所について準用する。

第五条〔行政裁判所の構成〕

① 行政裁判所は、所長及び相応の員数の裁判長その他の裁判官からなる。

② 行政裁判所に、K部を置く。

③ 行政裁判所のK部は、単独裁判官が裁判しない限り、三人の裁判官及び二人の名誉職裁判官の構成で、裁判をする。口頭弁論を経ない決定及び裁判所決定（第八四条）をするときには、名誉職裁判官は関与しない。

第六条〔単独裁判官〕

① 部は、次に掲げる場合には、通例、単独裁判官としてその構成員の一人に法的紛争を裁判するよう委譲するも

のとする。

一　その事件が事実の面又は法的な面でも特に困難でなく、かつ、

二　その法的紛争が基本的意義をもたないとき。

補助任用裁判官は任命後一年以内には単独裁判官になってはならない。

②　法的紛争は、すでにその部において口頭弁論が行われた場合には、単独裁判官に委譲してはならない。ただし、その間に留保判決、一部判決又は中間判決がなされた場合は、その限りでない。

③　関係人を聴聞した後に、単独裁判官は、法的紛争をK部に差し戻すことができる。ただし、その法的紛争が基本的な意義を有するか又はその事件が事実の項目又は法律の項目で特に難しいことが、訴訟状態の著しい変化から明らかになる場合に限る。

④　第一項及び第三項による決定は、取消請求をすることはできない。法的救済は、単独裁判官への委譲がなされなかったことにその理由を求めることはできない。

第七条から第八条まで（削除）

第九条〔高等行政裁判所の構成〕

①　高等行政裁判所は、所長及び相応な員数の裁判長その他の裁判官からなる。

②　高等行政裁判所に、S部を置く。

③　高等行政裁判所のS部は、三人の裁判官の構成で裁判をする。州の立法府は、S部が五人の裁判官の構成で裁判をなし、このうち二人は名誉職裁判官を置くことができる旨を規定することができる。第四八条第一項に規定する場合には、S部が五人の裁判官と二人の名誉職裁判官の構成で裁判をする旨を定めることもできる。

第一〇条〔連邦行政裁判所の構成〕

①　連邦行政裁判所は、所長及び相応な員数の裁判長その他の連邦裁判官からなる。

②　連邦行政裁判所に、S部を置く。

③　連邦行政裁判所のS部は、五人の裁判官の構成で裁判をなし、口頭弁論を要しない決定の場合、三人の裁判官の構成で裁判をする。

第一一条〔連邦行政裁判所の大部〕

①　連邦行政裁判所に、大部を置く。

②　法律問題についてあるS部が、他のS部又は大部の判例に相反する見解であるときは、大部がその法律問題について裁判をする。

③　みずから〔A〕の判例に相反する見解にみまわれる

部〔A〕が判決部〔B〕の照会に対して、その部〔A〕が自己の法的見解に固執する旨を宣明にした場合に限り、大部への移送は許される。みずから〔A〕の判例に相反する見解にみまわれる部〔A〕が事務分配計画の変更を理由に、当該法律問題をもはや扱うことができないときには、その部〔A〕に代わって、相反する見解により裁判されたであろう事案について、事務分配計画に基づきあらたに管轄権を有するであろう部〔C〕が裁判する。照会と回答について、それぞれの部〔A、B、C〕が、判決に相応の構成で、決定で裁判をする。

④　判決部は、法の継続形成又は判例統一の確保のために必要があると認めるときは、基本的な意義のある法律問題について裁判を求めて、大部に移送することができる。

⑤　大部は、所長及び上告部の裁判官一人ずつからなる。上告部では裁判長は主宰しない。ある上告部〔A〕以外の部〔B〕が〔大部に〕移送するか、又はその上告部〔A〕の判例に相反する見解にみまわれようとする場合には、この部〔A〕の構成員の一人もまた大部に代表として出席する。所長に支障のあるとき、所長を聴聞する部の裁判官が、所長に代わる。

⑥　幹部会は、一事業年度につき構成員及び代理人を任命する。第五項第二文による別なS部の構成員及びその代理人についても、同様とする。大部の議長は所長がとりおこない、所長に支障のあるときは最も職歴の長い構成員がこれをとりおこなう。可否同数の場合には裁判長の意見により決する。

⑦　大部は、法律問題についてのみ裁判をする。大部は、口頭弁論を経ることなく、裁判をすることができる。その裁判は、当面の事件につき、判決部を拘束する。

第一二条〔高等行政裁判所の大部〕

①　高等行政裁判所が州法の問題につき終局的に裁判をする場合に限り、高等行政裁判所について、第一一条の規定を準用する。この法律により設立される控訴部が、上告部に代わる。

②　高等行政裁判所が二つの控訴部のみからなるときは、連合部が大部に代わるものとする。

③　大部の〔この法律による組成と〕異なる組織を州法は規定することができる。

第一三条〔書記課〕

各裁判所に、書記課を置く。書記課には、相応な員数の書記官を配置する。

第一四条〔司法共助及び行政共助〕

すべての裁判所及び行政庁は、行政裁判権のある裁判所に司法共助及び行政共助を提供する。

第二章　裁判官

第一五条〔本務裁判官〕

①　裁判官は、第一六条及び第一七条において別段の定めがある場合を除いて、終身任命される。

②　（削除）

③　連邦行政裁判所の裁判官は、年齢満三五歳であることを要する。

第一六条〔兼務裁判官〕

高等行政裁判所及び行政裁判所においては、他の裁判所の終身任命された裁判官及び法学の正教授を、その本務の任期中二年を下らない一定の期間、兼務裁判官に指命することができる。

第一七条〔補助裁判官・受託裁判官〕

行政裁判所においては、補助裁判官又は受託裁判官を用いることができる。

第一八条（削除）

第三章　名誉職裁判官

第一九条〔法的地位〕

名誉職裁判官は、裁判官と同等の権利をもって、口頭弁論及び判決の発見に関与する。

第二〇条〔要件〕

名誉職裁判官はドイツ国民であることを要する。名誉職裁判官は、年齢満三〇才に達し、かつ、その選任の前一年間その裁判所の管轄区域内に住所を有しているものとする。

第二一条〔欠格事由〕

次の者は、名誉職裁判官の職につくことができない。

一　刑事判決の結果、公職につく資格を喪失した者、又は故意による犯行により禁錮六月以上の刑を言い渡されている者

二　公職につく資格の喪失を生ぜしめるおそれのある犯行のために起訴されている者

三　州議会の議員の選挙権を有していない者

第二二条〔障害事由〕

次の者は、名誉職裁判官に招聘することができない。

一　連邦議会、欧州議会、州議会、連邦政府又は州政府の構成員

二　裁判官

三　官吏及び公務員。ただし、名誉職として活動していない者に限る。

四　職業軍人及び有期軍人

五　弁護士、公証人及び他人のため法律問題を処理することを業とする者

第二三条〔拒否事由〕

①　次の者は、名誉職裁判官の職につくことを拒むことができる。

一　司祭及び聖職者

二　参審員及びその他の名誉職裁判官

三　八年間普通行政裁判権のある裁判所に名誉職裁判官として勤務した者

四　医師、看護人、助産婦

五　薬剤師を一人も雇用していない主宰薬剤師

六　年齢満六五歳の者

②　前項に定めるほか、特別の苛酷な事情がある場合には、申立てにより、その職を引き受けることを免ずることができる。

第二四条〔解任〕

①　名誉職裁判官は、次のいずれかの場合には、その職を解かれなければならない。

一　第二〇条から第二二条までの規定により、招聘することができなかったとき、又はもはや招聘することができないとき。

二　その者の職務上の義務に著しく違反したとき。

三　第二三条第一項による許否の事由を主張するとき。

四　職務の遂行に必要な精神的又は肉体的能力をもはや有していないとき。

五　裁判所の管轄区域内にその者の住所を有しなくなったとき。

②　前項に定めるほか、特別の苛酷な事情がある場合には、申立てにより、引き続き職務を行うことを免ずることができる。

③　高等行政裁判所のS部は、第一項第一号、第二号及び第四号の場合には、行政裁判所所長の申立てにより、第一項第三号及び第五号並びに第二項の場合には、名誉職裁判官の申立てにより、裁判をする。この裁判は、当該名誉職裁判官を審問した後、決定で行う。この裁判は、取消請求できない。

④　第三項は、第二三条第二項の場合に準用する。

⑤　高等行政裁判所のS部は、第二一項条第二号により

公訴が提起されたとき、及び被告人が免訴の宣告を受け、又は無罪の言渡しを受けて、既判力の生じたときは、当該名誉職裁判官の申立てにより、第三項による裁判を取り消さなければならない。

第二五条〔選任〕

名誉職裁判官は、四年の任期をもって選任される。

第二六条〔選任委員会〕

① 各行政裁判所に、名誉職裁判官を選任するための委員会を置く。

② 委員会は、委員長としての行政裁判所所長、陪席委員としての州政府により指名された一人の行政官及び七人の受託委員で構成する。受託委員及びその代理者七人は、当該行政裁判所の管轄区域の住民の中から、州議会若しくは州議会の指定する州議会委員会によって、又は州法律の定めるところにより、選任される。受託委員及びその代理者は、名誉職裁判官としての招聘される要件を具備することを要する。州政府は、行政官の指定の資格について、法規命令によって第一文の規定と異なる定めをすることができる権限を有する。州政府は、この権限を最上級の州行政庁に委ねることができる。

③ 委員会は、少なくとも委員長、行政官及び三人の受託委員が出席するとき、議決をすることができる。

第二七条〔名誉職裁判官の員数〕

各行政裁判所に相応な名誉職裁判官の員数は、所長が、あらかじめ各員の招集が年間一二通常開廷日以下にとどまるように定める。

第二八条〔候補者名簿〕

郡及び郡に含まれない市は、四年ごとに、名誉職裁判官の候補者名簿を作成する。委員会は、各郡及び郡に含まれない各市のために、候補者名簿に登載されるべき候補者の員数を定める。この場合には、第二七条の規定により必要とされる名誉職裁判官の三倍の数を基礎としなければならない。名簿への登載については、郡又は郡に含まれない市の議会の議員の法定数の三分の二以上の同意を要する。候補者名簿には、候補者の氏名のほか、出生地、出生日及び職業を記載するものとする。候補者名簿は、管轄行政裁判所の所長に送付しなければならない。

第二九条〔選任手続〕

① 委員会は、候補者名簿から、三分の二以上の多数決をもって、相応な員数の名誉職裁判官を選任する。

② 従前の名誉職裁判官は、新たな選任の時まで、その職にとどまる。

第三〇条〔招集順序と予備名簿〕

① 行政裁判所の幹部会は、事業年度の開始前に、名誉職裁判官を法廷に招集しなければならない順序を定める。各K部のために、十二人以上の氏名の記載のある名簿を作成しなければならない。

② 予測することができない支障のある場合に代理人を招集するために、裁判所所在地又はその周辺に居住する名誉職裁判官を記載した予備名簿を作成することができる。

第三一条（削除）

第三二条〔補償手当〕

名誉職裁判官及び受託委員（第二六条）は、名誉職裁判官の補償手当に関する法律により、補償手当てを受領する。

第三三条〔過料〕

① 名誉職裁判官が、十分な免責の理由がないにもかかわらず、所定の日時に法廷に在廷せず、又はその他の態様でその者の義務を怠ったときは、過料に処することができる。右の場合に、その義務を怠ったことにより生じた費用を同時に負担させることができる。

② 裁判長が前項の裁判をする。後に免責がなされたときは、裁判長は、その裁判の全部又は一部を取り消すことができる。

第三四条〔高等行政裁判所での名誉職裁判官〕

州立法府が、高等行政裁判所に名誉職裁判官を関与させる旨を規定した場合には、高等行政裁判所の名誉職裁判官について、第一九条から第三三条までの規定を準用する。

第四章　公益代表者

第三五条〔連邦公益代表者〕

① 連邦行政裁判所に、連邦公益代表者を置く。連邦公益代表者は、公益を維持するため、連邦行政裁判所に継続するすべての手続において関係人となることができる。ただし、懲戒部及び軍務部における手続については、この限りでない。連邦公益代表者は、連邦政府の指示に拘束される。

② 連邦行政裁判所は、連邦公益代表者に意見を述べる機会を与える。

第三六条〔公益代表者〕

① 高等行政裁判所及び行政裁判所に、州政府の法規命令の定めるところにより、公益代表者を置くことができる。この場合に、公益代表者に、一般的に又は特定の場合につき、州又は州行政庁の代理権を与えることができる。

② 第三五条第二項の規定を準用する。

第三七条〔公益代表者の資格〕

① 連邦公益代表者及び連邦公益代表者への協力を本務とする上級職公務員は、裁判官となる資格を有すること、又はドイツ裁判官法第一一〇条第一文の要件を具備することを要する。

② 高等行政裁判所及び行政裁判所における公益代表者は、ドイツ裁判官法の規定により裁判官となる資格を有することを要する。第一七四条は、影響を受けない。

第五章　司法行政

第三八条〔職務上の監督〕

① 裁判所の所長は、裁判官、官吏、職員及び労働者に対して、職務上の監督を行う。

② 行政裁判所に対する上級監督庁は、高等行政裁判所の所長とする。

第三九条〔行政事務〕

裁判所には、司法行政以外のいかなるか行政業務も委ねてはならない。

裁判官の同意を得て、その裁判官に、別な裁判官職、高等教育機関の教育職又は官吏後継者の教育と試験という任務を委ねることができる。

第六章　行政権利救済の途及び管轄

第四〇条〔行政権利救済の適法性〕

① 行政権利救済の途は、連邦法律が明文をもってその争訟を他の裁判所に分配している場合を除いて、憲法上の争訟を除くすべての公法上の争訟について、開かれている。州法の分野における公法上の争訟は、州法律によっても、他の裁判所に分配することができる。

② 公共の福祉のためにする特別犠牲に基づく財産権上の請求及び公法上の寄託に基づく財産権上の請求並びに公法契約に基因しない公法上の義務違反に基づく損害賠償請求については、通常権利救済の途が開かれている。官吏法の特別規定及び違法な行政行為の撤回を理由とする財産的損失の補塡を求める訴えに関する特別規定は、影響を受けない。

第四一条（削除）

第四二条〔取消しの訴え・義務づけの訴え〕

① 訴えにより、行政行為の取消し（取消しの訴え）並びに拒否された行政行為又は不作為の行政行為の発給を求める判決（義務づけの訴え）を要求することができる。

② 法律に別段の定めがある場合を除いて、原告が行政

行為又はその拒否若しくはその不作為によりその者の権利を侵害されていると主張するときに限り、訴えは、適法とする。

第四三条〔確認の訴え〕

① 原告が即時の確認につき正当な利益を有するときは、訴えにより、法律関係の存否又は行政行為の無効の確認を要求することができる（確認の訴え）。

② 原告が形成の訴え又は給付の訴えによりその者の権利を訴求することができるとき又はこれを訴求することができたであろうときには、確認の訴えは排除される。ただし、行政行為の無効の確認を要求する場合は、この限りでない。

第四四条〔訴えの客観的併合〕

原告は、数個の訴えの要求が同一の被告に向けられ、相互に関連を有し、かつ、同一の裁判所の管轄に属するとき、これらの訴えの要求を一つの訴えに併合して訴求することができる。

第四四条 a〔行政庁の手続行為に対する法的救済〕

行政庁の手続行為に対する法的救済は、本案の裁断に対して適法な法的救済と一緒にのみ主張されうる。ただし、行政庁の手続行為が執行されうる場合又は関係人以外の者に対してなされる場合は、この限りでない。

第四五条〔行政裁判所の事物管轄〕

行政裁判所は、行政権利救済の途が開かれているすべての争訟につき、法律に別段の定めがない限り、第一審として裁判をする。

第四六条〔高等行政裁判所の審級管轄〕

高等行政裁判所は、次に掲げる上訴について裁判をする。

一　行政裁判所の判決に対する控訴

二　行政裁判所のその他の裁判に対する抗告

三　第一四五条に基づく、行政裁判所の判決に対する上告

第四七条〔規範統制手続に関する高等行政裁判所の管轄〕

① 高等行政裁判所は、その裁判権のある範囲において、申立てにより、次の法規定の有効性について裁判する。

一　連邦建設の規定により公布された条例並びに連邦建設法第二四六条第二項の規定により公布された法規命令

二　州法がこれを定める限りにおいて、州法律の下位にあるその他の法規定

② 法規定若しくはその適用によって自己の権利を侵害され、又は近い将来に侵害を受けることを主張するすべての自然人又は法人並びにすべての行政庁は、当該法規定の

公示後二年以内に申立てを提起することができる。この申立ては、その法規定を公布した団体、営造物又は財団を相手方としてなされることを要する。高等行政裁判所は、法規定によりその権限に影響を受ける州及び公法上のその他の団体に対して、指定する期間内に意見を述べる機会を与えることができる。

③　法規定が専ら州の憲法裁判所によって事後審理されうることが法律によって定められている限りにおいて、高等行政裁判所は、その法規定が州法に適合するかどうかについて審理しない。

④　法規定の有効性の審理手続が一つの憲法裁判所に係属している場合には、高等行政裁判所は、憲法裁判所における手続が解決するまで弁論が中断されるべきことを命ずることができる。

⑤　高等行政裁判所は、判決で、又は口頭弁論を不要と認めた場合には決定で、裁判をする。高等行政裁判所は、法規定が有効でないとの心証をえた場合には、これが無効であることを宣言する。この場合には、この裁判は一般的な拘束力を有し、かつ、その裁判書は、その法規定が公告されたと同様の方法で、被申立人により公示されなければならない。裁判の効力について、第一八三条を、準用する。連邦建設法の規定に従って公布された法規命令又は条例について確認された欠陥が、連邦建設法第二一五条ａに規定する補正手続によって除くことができる場合、高等行政裁判所は、当該欠陥が除かれるまで、当該法規定又は条例を有効でないと宣言する。第二文後段を準用しなければならない。

⑥　重大な不利益を予防するため、又はその他の重要な事由により緊急の必要があるときは、裁判所は申立てにより仮処分命令を発することができる。

第四八条〔高等行政裁判所の管轄―結社の禁止〕

①　高等行政裁判所は、次に係わる争訟すべてを、第一審として裁判をする。

一　原子力法第七条及び第九条ａ第三項に規定する施設の設置、操業、その他の保有、変更、操業停止、安全のための閉鎖及び解体

二　原子力法第七条に掲げる種類の施設以外でなされる核燃料の加工、再処理その他の使用（原子力法第九条）及び原子力法第九条第一項第二文に規定する本質的偏倚又は本質的変更並びに国家寄託よらない核燃料の保管（原子力法第六条）

三　三〇〇メガワット以上の燃焼熱力を有する固体燃料、

液体燃料及び気体燃料を用いる発電所を備えた工場の設置、操業及び変更

四　一〇〇、〇〇〇ボルト以上の定格電圧を有する架空送電線の敷設並びにそのルートの変更

五　廃棄物の焼却又は熱分解を行う施設であって、年間装入量（有効出力）が一〇〇、〇〇〇トン以上に及ぶ土地定着施設、及び廃棄物法第二条第二項所：体の廃棄物が、全部又は一部貯蔵され若しくは堆積された土地定着施設の装置、操業及び本質的変更に関する手続、並びにリサイクル経済及び廃棄物法第三一条第二項の規定による計画策定手続、並びに〔……に関する〕連邦イミッション保護法第一〇条の規定による認許可手続

六　建設保護区域の制限の付いた民間空港及び民間小飛行場の建設（Anlege）、拡大又は変更及び操業

七　路面電車、（リニアモーター方式による）磁気浮上鉄道及び公共鉄道のあらたな建設又は変更並びに操作場及び貨物輸送用コンテナー集積場の建設又は変更に関する計画策定手続

八　連邦幹線道路の建設又は変更に関する計画策定手続

九　連邦水路の新設又は拡張に関する計画策定手続

第一文は、計画策定にかえて賦与される認許可に関する争訟、並びにその計画にとって必要な認許可及び許可全体に関する争訟についても適用する。ただし、その認許可と許可全体が、その計画と空間的及び操業上の関連を有する附属施設に係わっている場合にも、同様とする。州は、第一文の場合は占有指示（Besitzeinweisungen）に係る争訟について高等行政裁判所が第一審として裁判をする旨を、法律により、規定することができる。

②　高等行政裁判所は、最上級の州行政庁によって結社法第三条第二項第一号により言い渡された結社の禁止及び結社法第八条第二項第一文によりなされた処分に対する訴えについても、第一審としてさらにさらに裁判をする。

第四九条〔連邦行政裁判所の管轄―上訴〕

連邦行政裁判所は、次に掲げる上訴について、裁判をする。

一　高等行政裁判所の判決に対し、第一三二条による上告。

二　行政裁判所の判決に対し、第一三四条及び第一三五条による上告。

三　この法律第九九条第二項及び第一三三条第一項の規定並びに裁判所構成法第一七条a第四項第四文による抗告。

第五〇条〔始審かつ終審の連邦行政裁判所の管轄〕

① 連邦行政裁判所は、次に掲げる事項について、始審にして終審として裁判をする。

一　連邦と州との間及び州相互の間における、憲法上の争訟を除く公法上の争訟。

二　連邦内務大臣によって結社法第三条第二項第二号により言い渡された結社の禁止及び同法第八条第二項第一段によりなされた処分に対する訴え。

三　（削除）

四　連邦情報局の業務範囲内における勤務法上の出来事を基礎とする、連邦に対する訴え

②　（削除）

③ 連邦行政裁判所は、第一項第一号により、ある争訟を憲法上のものと認めるときは、裁判をさせるため、連邦憲法裁判所にその事件を移送する。

第五一条〔結社禁止の訴えに関する手続の中断〕

① 結社法第五条第二項により一部結社の禁止に代わり全部結社の禁止が執行されなければならない場合には、その一部結社の禁止に対する当該一部結社の訴えの手続は、全部結社の禁止に対する訴えについての裁判がなされるまでの間、中断しなければならない。

② 連邦行政裁判所の裁判は、第一項の場合において、高等行政裁判所を拘束する。

③ 連邦行政裁判所は、第五〇条第一項第二号による結社の訴えについて、高等行政裁判所に通告をする。

第五二条〔行政裁判所の土地管轄〕

土地管轄は、次のとおりとする。

一　不動産又は土地に結びついた権利若しくは法律関係に関連する争訟については、その財産又は土地の所在地にある管轄区域の行政裁判所が、専属的に土地管轄を有する。

二　連邦行政庁又は連邦に直属する公法上の団体、営造物若しくは財団のした行政行為に対する取消の訴えについては、第一号及び第四号の場合を除くほか、その連邦行政庁、団体、営造物又は財団の所在地にある管轄区域の行政裁判所が、土地管轄を有する。第一文の場合には、義務づけの訴えについても、同様とする。しかし、難民認定手続法による争訟については、外国人が難民認定手続法により有するその居所を管轄区域とする行政裁判所が、土地管轄を有する。これによっても、土地管轄が認められない場合には、第三号の規定により土地管轄を定める。ドイツ連邦共和国の外交使節及び領事の外国代表の管轄に属する領域における連邦に対する訴えについては、ドイツ連邦政府の所在地を管轄区域とする行政裁判所が土地管轄を有する。

三　他のすべての取消の訴えについては、第一号及び第四号の場合を除くほか、行政行為がなされた管轄区域の行政裁判所が、土地管轄を有する。数個の行政裁判所の管轄区域にまたがって管轄権を有する一つの行政庁又は複数の州若しくはすべての州に共通する一つの行政庁が行政行為を行った場合には、それに不服のある者が所在地又は住所を有する管轄区域の行政裁判所が、管轄権を有する。このような所在地又は住所が行政庁の管轄領域内にないときは、第五号により、管轄を定める。しかし、〔諸州によって設置された〕学生在席権を授与するための中央委員会がなした行政行為に対する取消しの訴えの場合には、その委員会の所在地のある管轄区域とする行政裁判所が、管轄権を有する。第一文、第二文及び第四文の場合には、義務づけの訴えについても、同様とする。

四　現在又は過去の官吏関係、裁判官関係、兵役義務関係、軍人関係、又は非軍事的役務関係及びそのような関係の成立に関連する争訟については、原告の勤務地、勤務地がないときは原告の住所を管轄区域とする行政裁判所が、土地管轄を有する。原告が、原行政行為をした行政庁の管轄区域内に勤務地又は住所地を有しないときは、その行政庁の所在地を管轄区域とする行政裁判所が、土地管轄を有する。ボン基本法第一三一条に該当する者の法律関係を規律する法律第七九条による訴えについて、第一文及び第二文を準用する。

五　その他のすべての場合には、被告がその所在地又は住所、住所のないときはその者の居所、居所がないときは最後の住所又は居所を管轄区域とする行政裁判所が、土地管轄を有する。

第五三条〔管轄裁判所の指定〕

①　次の場合には、直近上級裁判所が、行政裁判権内で管轄裁判所を指定する。

一　本来の管轄裁判所が、個別具体の事案において、法律上又は事実上の障害により裁判権を行使できないとき。

二　二以上の裁判管轄区域の境界に関して、いずれの裁判所がその法的紛争を管轄するかについて明かでないとき。

三　裁判籍が第五二条により定まり、二以上の裁判所が裁判籍を有すると考えられるとき。

四　二以上の裁判所が、確定裁判で管轄権を有すると宣言したとき。

五　二以上の裁判所のうち一がその法的紛争につき管轄権を有しその他の裁判所が確定判決で管轄権を有しないことを宣言したとき。

② 第五二条により土地管轄がない場合には、連邦行政裁判所が管轄裁判所を指定する。

③ 法的紛争の関係人及びその法的紛争を取り扱う裁判所は、上級審の裁判所又は連邦行政裁判所に、〔管轄裁判所の〕指定を申請することができる。申請を受けた裁判所は、口頭弁論を経ないで裁判をすることができる。

第二編　手続

第七章　一般的手続規定

第五四条〔裁判所職員の除斥及び忌避〕

① 裁判所職員の除斥及び忌避は、民事訴訟法第四一条から第四九条までの規定を準用する。

② 先行の行政手続に関与した者も、裁判官又は名誉職裁判官としてその職に従事することを除斥される。

③ 裁判官又は名誉職裁判官が、その手続の結果によってその利益に影響を受ける団体の代表者であるときは、民事訴訟法第四二条の規定に定める予断のおそれが、常に根拠づけられる。

第五五条〔秩序規定〕

公開、法廷警察及び裁判所用語に関する裁判所構成法第一六九条及び第一七一条aから第一九八条までの規定を準用する。

第五六条〔送達〕

① 期間の進行を開始させる命令及び裁判並びに期日の指定及び呼出は、送達しなければならない。ただし、告知については、明文で定められている場合に限り、送達しなければならない。

② 送達は、職権により、行政送達法の規定に従って行う。

③ 国内に居住しない者は、要求により、送達任意代理人を指名しなければならない。

第五六条a〔多数当事者手続における公示送達〕

① 五〇人以上の者に対し同一の公告が必要である場合、裁判所は、それ以降の手続を公示公告による公告を命ずることができる。いずれの日刊新聞にその公告が公示されるかは、決定で特定することを要する。その場合、その裁判の効力が及ぶであろうと見込まれる地域において普及している日刊新聞が、あらかじめ考慮に入れられなければならない。決定は関係人と送達しなければならない。関係人は、それ以降の公告がいかなる態様でなされるか、そしていつ

その書類が到達したものとみなされるかについて、摘示をうけなければならない。決定は取消請求をすることができない。裁判所はその決定をいつでも取り消すことができる。第一文の要件が具備しないか又はもはや具備しない場合、裁判所はその決定を取り消すことを要する。

② 公示送達の場合、公告されるべき書類は裁判所の掲示場に掲示しなければならず、そして連邦公報において並びに第一項第二文による決定で特定された日刊新聞において公示されなければならない。裁判の公示送達の場合、裁判書及び上訴教示の掲示及び公示で足りる。当該書類に代えて、通知書を掲示又は公示することができる。その通知書には、当該書類を閲覧できること及び閲覧できる場所を記載する。期日指定又は呼出状は、完全な文面により掲示又は公示することを要する。

③ 書類は、連邦公報に公示された日以降二週間を経過した日に到達したものとみなされる。このことは、あらゆる公示において摘示されなければならない。裁判の公示送達後に、関係人は、書面でもってその原本を請求することができる。同様のことは公示に摘示されなければならない。

第五七条〔期間〕

① 期間の進行は、別段の定めがある場合を除いて、送達と同時に開始し、送達が定められていないときは、公示又は告知と同時に開始する。

② 期間は、民事訴訟法第二二二条、第二二四条第二項及び第三項、第二二五条並びに第二二六条を適用する。

第五八条〔権利救済の教示〕

① 上訴又はその他の法的救済のための期間は、関係人が、その法的救済、法的救済を申し立てるべき行政庁又は裁判所、その所在地、及び遵守されるべき期間について、書面で教示を受けたときに限り、進行を開始する。

② 教示がなされないとき、又は誤って賦与されたときは、その法的救済は、送達、公示又は告知の時から一年以内に限り、適法とする。ただし、不可抗力により一年の期間の経過前に提起することができなかったとき、又は書面により法的救済が許されない旨の教示書が交付されたときは、この限りでない。不可抗力の場合には、第六〇条第二項の規定を準用する。

第五九条〔行政庁の教示義務〕

連邦行政庁は、取消請求をうけることのある、書面による行政行為をする場合には、その行政行為に対して認められる法的救済、法的救済を申し立てる機関及び期間を、関係人に教示するそうした説明書を添付しなければならない。

第六〇条〔期間途過の原状回復〕

① 法定の期間の遵守が故意又は過失なくして妨げられた者には、申立てにより、原状回復を認めなければならない。

② 申立ては、障害がやんだ日から二週間内に起こさなければならない。申立てを根拠づける事実は、申立てをする際に、又は申立てに関する手続において、疎明しなければならない。懈怠した法的行為は、申立て期間内に追完しなければならない。追完がなされたときは、原状回復は、申立てがなくても、認めることができる。

③ 懈怠した期間の末日から一年を経過した後は、その申立ては不適法とする。ただし、不可抗力により一年の経過前に申立てをすることができなかったときは、この限りでない。

④ 原状回復の申立てについては、懈怠した法的行為につき認定しなければならない裁判所が、裁判する。

⑤ 原状回復は、取消請求することができない。

第六一条〔当事者能力〕

次に掲げる者は、手続に関与する能力を有する。

一 自然人及び法人。

二 権利を帰属せしめるに足りる社団。

三 行政庁。ただし、州法がこれを規定する場合に限る。

第六二条〔訴訟能力〕

① 次に掲げる者は、手続行為を着する能力を有する。

一 民法による行為能力者。

二 民法により行為能力を制限された者。ただし、民法又は公法の規定により、手続の目的物につき行為能力がある者として承認されている範囲に限る。

② 民法典第一九〇三条による同意の留保が手続の対象となっている場合において、行為能力のある被後見人が民法の規定によりその後見人の同意無くして行為することができ、又は公法の規定によって行為能力あるものとして承認されている範囲にかぎって、手続行為を着手する能力を有する。

③ 社団並びに行政庁のためには、その法定代理人、理事又は特別受任者が行為をする。

④ 民事訴訟法第五三条から第五八条までの規定を準用する。

第六三条〔関係人〕

手続の関係人とは、次の者をいう。

一 原告

二 被告

三　参加人（第六五条）

四　連邦高等公益代表者又は公益代表者。ただし、その者が手続関与権を行使する場合に限る。

第六四条〔訴えの主観的併合〕

共同訴訟に関する民事訴訟法第五九条から第六三条までの規定を準用する。

第六五条〔訴訟参加〕

①　裁判所は、手続が終結してもなお既判力を生ぜず、又は上級審に係属している限り、職権により又は申立てにより、裁判の結果により法的利益を害される第三者を、参加させることができる。

②　裁判が第三者に対しても合一にのみなされうるように、第三者が争われている法律関係に関与する場合においては、その第三者を参加させなければならない（必要的訴訟参加）。

③　第二項により五〇人以上の者からなる参加が考えられるとき、裁判所は、一定の期間内に参加を申立てる者のみが参加しうる旨を、決定で命じることができる。この決定は取消請求することができない。その決定は連邦公報で公告されなければならない。その他、その決定は、その決定が効力を及ぼすと見込まれる地域で普及しているそうした日刊新聞に公示されなければならない。その期間は、連邦公報上での公示以降三月以上でなければならない。日刊新聞上での公示では、期間が経過してしまうその日に通知されなければならない。期間の懈怠の場合における原状回復について、第六〇条が準用される。裁判所は、申立てがない場合であっても、裁判の結果によって認識しうるほど特別な程度に影響を受ける者を、参加させるものとする。

④　参加決定は、すべての関係人に送達しなければならない。参加決定には、事件の現状及び参加の理由を記載するものとする。参加は、取消請求することができない。

第六六条〔参加人の地位〕

参加人は、関係人の申立ての範囲内において、独立して攻撃及び防御の方法を主張し、すべての手続行為を有効に行うことができる。参加人は、必要的訴訟参加の場合に限り、関係人と異なる本案の申立てをすることができる。

第六七条〔弁護士強制－代理人・補佐人〕

①　連邦行政裁判所及び高等行政裁判所においては、各関係人は、その者が申立てる範囲において、弁護士又はドイツ高等教育機関の法学者を任意代理人として代理させることを要する。上告の提起並びにその不受理に対する抗告及びこの法律の第四七条第七項及び第九九条第二項並びに

裁判所構成法第一七条a第四項第四文の場合における抗告、控訴の受理を求める申立ても同様とする。公法上の法人及び行政庁は、裁判官職の資格を有する官吏又は職員並びに上級職の法学士（Diplom-juristen im hoeheren Dienst）によっても代理させることができる。戦争犠牲者扶助及び重度身体障害者法の案件並びにこれと関連する社会扶助法の案件については、高等行政裁判所において、戦争犠牲者及び身体障害者連合会の構成員及び職員もまた、その者が規約により又は代理権により訴訟を代理する権限を有する範囲において、訴訟代理人として、許可されている。租税の案件については、高等行政裁判所において、税理士及び公認会計士もまた、訴訟代理人として、許可されている。官吏の案件及びこれと関連のある社会保障の案件並ひに公務員職員代表機関の案件については、高等行政裁判所において、訴訟代理人として、組合の構成員及び職員もまた、その者が規約により又は代理権により代理する権限を有する範囲において、許可されている。第四文及び第六文は、第四文及び第六文に定める機関（複数）の一つの経済的所有権に対する持分をすべて有する法人の職人として取り扱われる、任意代理人に準用する。ただし、その法人がその定款によりもっぱら当該機関の構成員の法律相談及び訴訟代理を行う場合、及びその機関が任意代理人の活動に責任を負っている場合に限る。

② 行政裁判所においては、関係人は手続のいかなる段階においても、任意代理人に代理させ、かつ、口頭弁論において補佐人に補佐させることができる。決定により、任意代理人を選任し、又は補佐人を付けなければならないことを命ずることができる。行政裁判所においては、適切な陳述をする能力がある者は、何人も任意代理人及び補佐人として出廷することができる。

③ 代理権は、書面により授権しなければならない。代理権は、事後に追完することができる。裁判所は、追完の期間を定めることができる。任意代理人が選任されたときは、裁判所は、その代理人に送達又は通知しなければならない。

第六七条a〔共同代理人〕

① 二〇人以上の者が一つの法的紛争に同一の利害により関与している場合で、一人の訴訟代理人に代理させていないときは、裁判所はこれらの者に対し決定で、相当の期間内に一人の共同訴訟代理人を選任することを課すことができる。ただし、さもなければ、その法的紛争の秩序ある遂行が損なわれるであろう場合に限る。その関係人が、

指定を受けた期間内に一人の共同任意代理人を選任しない場合、裁判所は決定で一人の弁護士を共同代理人として選任することができる。関係人は共同の任意代理人又は代理人によってのみ手続行為を行うことができる。第一文及び第二文による決定は、取消請求をすることができない。

② 代理人又は被代理人が書面により、又は書記課の書記官の作成する調書により、代理権の消滅を裁判所に意思表示すると同時に、代理権は消滅する。代理人はすべての被代理人に対してのみその意志表示を行うことができる。被代理人がそのような意志表示を行う場合においては、一人の別な任意代理人の指名が同時に届け出られるときに限り、その代理権は消滅する。

第八章　取消の訴え及び義務づけの訴えに関する特別規定

第六八条〔不服申立前置手続〕

① 取消の訴えを提起するに先立ち、前置手続において、行政行為の合法性及び合目的性が、事後審査を受けなければならない。ただし、法律が事後審査の不要を定めているとき、又は次に掲げるいずれかの場合には、この事後審査を必要としない。

一　法律が事後審査を定めている場合を除き、行政行為が、最上級の連邦行政庁又は州行政庁によってなされたとき。

二　不服容認決定又は不服審査決定がはじめて不服（eine Beschwer）を含んでいるとき。

② 行政行為をなすべき旨の申請が拒否された場合には、義務づけの訴えには、第一項を準用する。

第六九条〔不服申立手続の開始〕

前置手続は、不服申立の提起により開始する。

第七〇条〔不服申立の形式と期間〕

① 不服申立は、行政行為が不服申立人に知らされた日から一月以内に、書面により、又は調書により、その行政行為をなした行政庁に提起しなければならない。不服審査決定をする行政庁に提起した場合にも、期間は遵守されたものとする。

② 第五八条及び第六〇条第一項から第四項までの規定を準用する。

第七一条〔聴聞〕

不服申立手続における行政行為の取消又は変更がはじめて不利益を伴う場合には、不利益を受ける者は、その不服容認決定又は不服棄却決定のなされる前に、聴聞を受ける

ものとする。

第七二条〔不服容認決定〕

行政庁は、不服申立てを理由があると認めるときは、不服申立を容認し、かつ、費用について決定をする。

第七三条〔不服審査決定〕

① 行政庁は、不服申立を容認しないとき、不服審査決定をする。不服審査決定は、次に掲げる行政庁がこれをおこなう。

一 法律が別な上級行政庁を特定している場合を除いて、直近上級庁

二 直近上級行政庁が最上級の連邦行政庁又は州行政庁である場合には、行政行為をおこなった行政庁

三 自治行政に関する案件については、法律に別段の定めがある場合を除いて、自治行政庁

② 第一項の前置手続において委員会又は諮問委員会をある行政庁に代える旨の規定は、影響を受けない。その委員会又は諮問委員会は、第一項第一号の規定にかかわらず、行政行為をした行政庁にも設置することができる。

③ 不服審査決定には、理由を付し、権利救済の教示をし、かつ、これを送達しなければならない。不服審査決定は、費用を負担する者をも定める。

第七四条〔出訴期間〕

① 取消の訴えは、不服審査決定の送達から一月以内に提起することを要する。第六八条により不服審査決定を必要としないときには、訴えは、行政行為を知った日から一月以内に提起することを要する。

② 行政行為の着手を求める申請が拒否された場合には、義務づけの訴えについて、第一項の規定を準用する。

第七五条〔不服審査決定を要しない訴え ― 不作為の訴え〕

不服申立又は行政行為の着手を求める申立に対し、十分な理由もなく、相当の期間内に、本案の決定がなされていないときは、第六八条にかかわらず、訴えを適法とする。訴えは、不服申立の提起又は行政行為の着手を求める申立ての時から三月を経過するまでは、不適法である。ただし、その事案の特別の事情により右の期間の短縮を必要とする場合は、この限りでない。不服申立がまだ決定されず、又は申立に係る行政行為がなされないことにつき、十分な理由があるときは、裁判所は、裁判所の定める期間が経過するまで、その手続を中断する。この期間は、延長することができる。裁判所の定めた期間内に不服申立が認容されるとき、又は右期間内に行政行為がなされるときは、本案が

解決された旨を宣言しなければならない。

第七六条（削除）

第七七条〔異議申立て又は審査請求〕

① 異議申立て又は審査請求手続に関する他の連邦法の規定は、すべて、この章の規定によって置き換えられるものとする。

② 行政裁判所に対する訴えの要件としての異議申立て又は審査請求手続に関する州法の規定についても、同様とする。

第七八条〔被告〕

① 訴えは、次の者を被告としなければならない。

一 係争行政行為をなし、又は申請に係る行政行為をなさなかった行政庁の属する連邦、州又は団体。ただし、被告を表示するには、行政庁の記載でたりる。

二 係争の行政行為をなし、又は申請に係る行政行為をなさなかった行政庁。ただし、州法がこの旨を規定する場合に限る。

② はじめて不服を含んでいる不服棄却決定がなされたとき（第六八条第一項第二文第二号）、不服審査庁を、第一項に規定する行政庁とする。

第七九条〔取消の訴えの対象〕

① 取消の訴えの対象は、次に掲げる行為とする。

一 不服審査決定によって変容された形における原行政行為。

二 不服容認決定又は不服審査決定。ただし、これがはじめて不服を含んでいるときに限る。

② 不服審査決定が、原行政行為にくらべ追加的に独立の不服を含む場合にも、その限度において、その不服審査決定を取消の訴えの単独の対象とすることができる。不服審査決定が重要な手続規定に違反する限り、この違反もまた追加的な不服とみなされる。第七八条第二項を準用する。

第八〇条〔執行停止の効力―即時命令〕

① 不服申立及び取消の訴えは、執行停止の効力を有する。法律関係を形成する行政行為及び確認する行政行為について並びに二重効果を有する行政行為についても、同様とする（第八〇条a）。

② 執行停止の効力は、次に掲げる場合に限りこれを生じない。

一 公租公課及び費用の請求の場合。

二 警察執行官による、執行停止のできない命令及び措置の場合。

三 連邦法律で規定するその他の場合、又は、州法にあ

っては、州法律に規定するその他の場合、特に投資又は雇用の創出にかかわる行政行為に対する、第三者の不服申立及び訴えの場合。

四　即時執行が、公の利益又は一方関係人の優越的な利益のため、当該行政行為をした行政庁又は不服申立を裁決する行政庁により、特に命じられている場合。州が連邦法に基づき行政執行手続において講じる措置に対して法的救済が提起される場合に、その法的救済は執行停止の効果を生じない、旨を州は規定することもできる。

③　第二項第四号の場合において、行政行為の即時執行につき特別な利益を、書面により明らかに理由を付さなければならない。執行が遅延すれば公の利益に危険が切迫している場合、とくに生命、健康又は財産に急迫の不利益が生じる場合、行政庁が、万一の為に、それが非常措置と表示された措置を講じるときは、特別の理由を付すことを要しない。

④　行政行為をなした行政庁又は不服申立を裁決する行政庁は、連邦法律に別段の定めがない限り、第二項の場合において、執行を停止することができる。公租公課及び費用の請求の場合であっても、その行政庁は、担保とひきかえに、執行を停止することができる。公租公課及び費用の請求であっても、係争の行政行為の合法性につき重大な疑いがある場合、又は執行が公租公課及び費用の支払義務者の側に不衡平で、優越的な公益によっても要請されない苛酷な結果をもたらすであろう場合には、執行の停止は行うものとする。

⑤　本案の裁判所は、第二項第一号から第三号までの場合において、申立により、執行停止の効力の全部又は一部を命ずることができ、第二項第四号の場合においては、その全部又は一部を回復することができる。申立ては、取消の訴えの提起前においても、適法とする。裁判所は、行政行為が裁判の時にすでに執行されている場合には、その執行の取消を命ずることができる。執行停止の効力の回復は、担保の提供又はその他の負担に係らしめることができる。

〔執行停止の効力の〕回復は、期限を付してこれを行うこともできる。

⑥　第二項第一号の場合には、第五項による申立ては、その行政庁が執行停止を求める申立てをその全部又は一部につき拒否したときに限り、適法とする。このことは、次のいずれかの場合には、適用されない。

一　その行政庁が、十分な理由を通知せずに、相当な期間内に、その申立てについて、本案を決定しなかったとき。

二　執行が差し迫っているとき。

⑦　本案の裁判所は第五項による申立てについてした決定を、いつでも変更し又は取り消すことができる。いずれの関係人も、事情の変更を理由に又は原手続において故意過失なく主張しなかった事情を理由に、その変更又は取消を申立てることができる。

⑧　緊急の場合には、裁判所に代わり裁判長が、裁判をすることができる。

第八〇条a〔二重効果を有する行政行為の場合の仮の権利保護〕

①　第三者は、他の者を名宛人とする、この者にとって授益的な行政行為に対し、法的救済を提起する場合には、行政庁は、次をなすことができる。

一　当該授益者の申立てにより、第八〇条二項第四号により即時執行を命ずることができる。

二　当該第三者の申立てにより、第八〇条第四項によりその執行を停止し、そして第三者の権利を保全するために仮処分をすることができる。

②　不利益を受けた者は、その者を名宛人とする不利な行政行為で、第三者にとって授益的なものに対して、法的救済を提起する場合には、行政庁はその第三者の申立てにより、第八〇条二項第四号により即時執行を命ずることができる。

③　裁判所は、申立てにより、第一項及び第二項の規定による処分を変更若しくは取消すことができ、又はこのような処分をすることができる。第八〇条第五項から第八項までの規定を準用する。

第八〇条b〔執行停止効果の消滅及び継続〕

①　不服申立及び取消の訴えの執行停止の効果は、取消請求できなくなると同時に消滅するか、又はその取消の訴えが第一審で棄却されたときには、当該棄却判決に対し許されている上訴の法定理由書提出期間の経過から三月をもって消滅する。執行は行政庁によって停止されたとき、又は、当該執行停止効果が裁判所によって回復若しくは命令されたときも、同様とする。ただし、行政庁が取消請求できなくなるまでその執行を停止したときは、この限りでない。

②　高等行政裁判所は、申立てにより、当該執行停止の効力をさらに継続することを命じることができる。

③　第八〇条第五項から第八項までの規定及び第八〇条aの規定を準用する。

第九章　第一審における手続

第八一条〔訴えの提起〕

① 訴えは、書面により、裁判所に提起しなければならない。裁判所に対しては、訴えは、書記課の書記官の作成する調書によっても、提起することができる。

② 訴状及びすべての書面には、他の関係人のため謄本を添付するものとする。

第八二条〔訴状の内容〕

① 訴えには、原告、被告及び訴えの要求の対象を表示することを要する。訴えは特定の申立てを掲げるものとする。理由づけに役立つ事実及び証拠方法を記載するものとし、また、係争の処分及び不服審査決定は、その原本又は謄本を添付するものとする。

② 訴えが、前項の要件を具備しない場合には、裁判長又はこの者によって指定された裁判官（受命裁判官）は、原告に対し、一定の期間内に、必要な補正をなすべきことを催告しなければならない。第一項第一文に規定する要件の一が欠けているとき、裁判長又は受命裁判官は原告に対し補正のための不変期間を定めることができる。原状回復について第六〇条を準用する。

第八三条〔管轄〕

事物管轄及び土地管轄には、裁判所構成法第一七条から第一七条bまでの規定を準用する。裁判所構成法第一七条a第二項及び第三項に準ずる決定は、取消請求をすることができない。

第八四条〔裁判所決定〕

① 裁判所は、事件が事実の項目でも法律の項目でも特に難しくなく、かつ事実関係が解明されているとき、口頭弁論を経ないで、裁判所決定で裁判できる。関係人は、その前に聴聞を受けなければならない。判決に関する規定を準用する。

② 関係人は、裁判所決定の送達から一月以内に、次の事項をなすことができる。

一　関係人は控訴の受理又は口頭弁論を申立てることができる。両方の法的救済が利用されるとき、口頭弁論が行われる。

二　上告が受理されているとき、関係人は上告を提起することができる。

三　上告が受理されていないとき、関係人は不受理に係る抗告を提起するか、又は口頭弁論を申立てることができる。両方の法的救済が利用されるとき、口頭弁論がおこな

われる。

四　上訴が許されていないとき、関係人は口頭弁論を申立てることができる。

③　裁判所決定は判決として効力を有する。口頭弁論が期間内に申立てられるとき、裁判所決定は、なされなかったものとみなされる。

④　口頭弁論が申し立てられる場合において、裁判所が裁判所決定の理由を支持し、かつ、このことを裁判のなかで確認するとき、裁判所は、判決において事実及び裁判の理由をさらに叙述することを省略することができる。

第八五条〔訴状の送達〕

裁判長は、被告に対して、訴状を送達する。送達と同時に、被告に、書面で意見を述べることを催告しなければならない。第八一条第一項第二文を準用する。その期間を定めることができる。

第八六条〔職権探知主義－釈明義務－準備書面〕

①　裁判所は、職権により、事実関係を探求する。その際、関係人を招致しなければならない。裁判所は関係人の主張及び証拠の申出に拘束されない。

②　口頭弁論においてなされた証拠の申出は、理由を付した裁判所決定によってのみ、却下することができる。

③　裁判長は、関係人が、形式上の誤謬を除去し、不明確な申立てを明確にし、有用な申立てをし、事実の不十分な記載を補充し、かつ、事実関係の確認及び認定のために重要すべての説明をするように摘示しなければならない。

④　関係人は、口頭弁論の準備のために書面を提出するものとする。裁判長は、期限を定めて準備書面の提出を関係人に催告することができる。その書面は、職権で、関係人に回付しなければならない。

⑤　準備書面には、引用した証書の原本又は謄本をその全部又は抜粋を添付しなければならない。証書がすでに相手方に知るところとなっているとき、又はきわめて大量であるときは、その証書を詳細に表示し、裁判所で閲覧に供する旨の申出を付記すれば足りる。

第八七条〔口頭弁論の準備〕

①　裁判長又は受命裁判官〔本条第一項において「裁判長等」と略称する。〕は、口頭弁論に先立ち、その法的紛争をできる限り一回の口頭弁論で解決するために必要な一切の命令をしなければならない。裁判長等は、特に次のことをすることができる。

一　裁判長等は、関係人を事実状態と紛争状態を討論するため、及びその法的紛争を示談するため呼出し、そして

和解を受託することができる。

二　裁判官等は、関係人に対し、その者の準備書面の補完又は説明並びに証書の提出及び裁判所で作成する調書によりその他の適切な目的物の提出をすることを義務づけることができる。特に、特定の解明に必要な点を説明するため期日を指定することができる。

三　裁判長等は、情報の提供を求めることができる。

四　裁判長等は、証書の提出を命ずることができる。

五　裁判長等は、関係人の本人出頭を命ずることができる。第九五条を準用する。

六　裁判長等は、口頭弁論のために証人及び鑑定人を呼出すことができる。

七　裁判長等は、行政庁に対し、手続上及び形式上の誤謬を治癒する機会を、三月の期間以内において与えることができる。ただし、このことが、裁判長等の自由な心証によればその法的紛争の解決を遅らせる場合を除く。

②　関係人はそれぞれの命令について通知をうけなければならない。

③　裁判長又は受命裁判官は個々の証拠を収集することができる。このことは、次の範囲に限って、なされうる。裁判所が証拠調べの経過について直接的な印象がなくても証拠結果を事実に即して評価できることが、裁判所における弁論を簡素化するために、有益でかつ最初から承認されなければならない範囲に限る。

第八七条a〔裁判長の裁判〕

①　裁判長は、準備手続において裁判をするとき、次に掲げる事項について、裁判する。

一　手続の中断及び休止について。

二　訴えの取下げの場合には、当該主張された請求の放棄又は当該請求の認諾について。

三　本案における法的紛争が解決した場合。

四　訴額について。

五　費用について。

②　関係人の同意を得て、裁判長はK部又はS部に代わるその他の場所でも裁判をすることができる。

③　受命裁判官が任命されている場合、この者は裁判長に代わって裁判をする。

第八七条b〔期日の指定〕

①　原告は行政手続において事実が斟酌され又は斟酌されないことによって不服を感じているとき、裁判長又は受命裁判官は、その事実を陳述するため、期日を原告に指定

することができる。第一文による期日指定は、第八二条第二項第二文による期日指定と一緒にすることができる。

② 裁判長又は受命裁判官は、関係人に対し、期日を指定して、特定の出来事について、次に掲げる事項をすることを課すことができる。

一 事実を陳述し又は証拠方法を表示すること。

二 関係人が提出の義務を負っている、証書又はその他の動産を提出すること。

③ 裁判所は、第一項及び第二項により指定された期間の経過後にはじめて提出された証拠方法及び説明を却下し、そして次に掲げる要件をすべて具備する場合、それ以上の調査をせずに裁判をすることができる。

一 その〔期限後にはじめて証拠方法及び説明の提出の〕許可が裁判所の自由な心証によれば当該法的紛争の解決を遅らせるであろうこと。

二 関係人が当該遅延を十分には弁明しないこと。

三 関係人が期間の懈怠の結末について教示をうけていたこと。

その弁明の理由は、裁判所の求めにより、疎明しなければならない。関係人の協力を得なくても事実関係を調査することが、わずかな費用で可能であるときには、第一文の規定を適用しない。

第八八条〔訴えの請求に対する拘束〕

裁判所は、訴えの要求を越えてはならないが、申立ての文言には拘束されない。

第八九条〔反訴〕

① 反対請求が本訴で主張された請求又はこの請求に対して提出された防御方法と関連するときは、本訴の裁判所に反訴を提起することができる。この規定は、第五二条第一号の場合において、他の裁判所が反対請求のための訴えについて管轄権を有するときは、適用しない。

② 取消の訴え及び義務づけの訴えにおいては、反訴はできない。

第九〇条〔訴訟係属〕

① 訴えの提起により、紛争事件は訴訟係に属する。

② （削除）

③ （削除）

第九一条〔訴えの変更〕

① 訴えの変更は、他の関係人が同意するとき、又は裁判所がその変更を有用と認めるとき、適法とする。

② 被告が訴えの変更に異議を述べることなく、書面又は口頭弁論において、当該変更された訴えに応訴したとき

は、被告は、訴えの変更に同意したものと承認しなければならない。

③ 訴えの変更がない旨の裁判又は訴えの変更を適法とする旨の裁判は、独立して、取消請求することができない。

第九二条〔訴えの取下げ〕

① 原告は、判決が既判力を生じるまでの間、その者の訴えを取り下げることができる。口頭弁論において申立てをした後の取下げは、被告の同意を必要とし、公益代表者が口頭弁論に加わったときは、さらにその者の同意をも必要とする。

② 原告が裁判所の催告にかかわらず、その手続を三月以上進めないとき、訴えは取り下げられたものとみなす。第一項第二文を準用する。原告は、その催告のなかで、第一文及び第一五五条第二項から生ずる法的効果について摘示をうけなければならない。裁判所は、その訴えが取り下げられたものとみなされる旨を、決定で、確認する。

③ 訴えが取り下げられたとき、又は取り下げられたものとみなされるとき、裁判所はその手続を決定で中止し、かつ、この法律に生づき取下げから生ずる法的効果を言い渡す。この決定は、取消請求することができない。

第九三条〔手続の併合又は分離〕

裁判所は、決定で、同種の目的物についてその裁判所に係属する数個の手続を、共通の弁論及び裁判をするため、併合し、かつ、再び分離することができる。裁判所は、ひとつの手続で提起された数個の請求を分離して、各別の手続で弁論及び裁判をすることを命ずることができる。

第九三条a〔モデル手続〕

① ひとつの行政庁による処分の合法性が二〇以上の手続の目的物である場合、裁判所はあらかじめ一又は数個の適当な手続を実施し（モデル手続）、そしてその残りの手続を中断する。関係人はその前に聴聞を受けなければならない。その決定は取消請求をすることができない。

② 当該実施された〔モデル〕手続が裁判されて既判力を生じたとき、裁判所は、関係人を聴取したのち、当該中断されていた手続について決定で裁判することができる。それら事件が、既判力をもって裁判されたモデル手続にくらべて、事実の項目でも法律の項目でも重要な特殊性もなく、かつその事実関係が解明されていることで、見解が一致している場合に限る。裁判所は、ひとつのモデル手続において取り調べた証拠を採用することができる。裁判所は、その裁量により、再度の証人尋問又は同一の又は別の鑑定人によるあらたな鑑定を命ずることができる。すでにモデ

ル手続においてその事実について証拠が収集されたとき、裁判所は、その事実に関する証拠申出を、拒むことができる。ただし、その〔証拠申出の〕許可が、裁判所の自由な心証によれば、あらたな裁判に重要な事実の立証に寄与せず、そして当該法的紛争の解決が引き延ばされるであろう場合に限る。当該拒否は第一文による裁判のなかで行われうる。関係人は、第一文による決定に対して、裁判所が判決によって裁判したであろう場合に、適法であろう、そうした上訴をすることができる。関係人はこれについて上訴の教示を受けなければならない。

第九四条〔手続の中断〕

法的紛争の裁判がその全部又は一部につき、他の係属中の法的紛争の目的物をなす法律関係又は行政庁によって確認されなければならない法律関係の存否にかかっているときは、裁判所は、他の法的紛争が解決するまで、又は行政庁の裁断があるまで、弁論を中断すべきことを命じることができる。申立てにより、裁判所は、手続上の誤謬及び形式上の誤謬を治癒するため、弁論を中断することができる。ただし、このことが手続の集中の意味において有用である範囲に限る。

第九五条〔本人出頭〕

① 裁判所は、関係人の本人出頭を命ずることができる。不在廷の場合には、尋問期日に出頭しない証人に対するのと同一の過料を課すべきことを戒告することができる。責めに帰すべき事由で在廷しない場合には、裁判所は、決定で、戒告した過料を確定する。過料の戒告及び確定は、繰り返してすることができる。

② 関係人が、法人又は社団である場合には、過料は、法律又は定款により代表権を有する者に戒告し、かつ、その者に対し確定しなければならない。

③ 裁判所は、関係人である公法上の団体又は行政庁に対し、書面により代理権の授権をうけ、かつ、当該事実状態及び法律状態に十分に教示をうけている官吏又は職員を、口頭弁論に派遣すべきことを課すことができる。

第九六条〔直接の証拠調べ〕

① 裁判所は、口頭弁論において証拠を収集する。裁判所は、とくに、検証をし、証人、鑑定人及び関係人を尋問し、かつ、証書を取り寄せることができる。

② 裁判所は、適当な場合には、口頭弁論の前においても、その構成員の一人に受託裁判官として証拠を収集させ、又は個々の立証問題を表明して、他の裁判所に証拠調べを委嘱することができる。

第九七条〔証拠収集の当事者開示〕

関係人は、すべての証拠調期日の通知を受け、証拠調べに立ち会うことができる。関係人は、証人及び鑑定人に対し、有用な問いを発することができる。発問に異議があるときは、裁判所が裁判をする。

第九八条〔証拠調べ〕

この法律に別段の定めがある場合を除いて、証拠調べには、民事訴訟法第三五八条から第四四四条まで及び第四五〇条から第四九四条までの規定を準用しなければならない。

第九九条〔行政庁の文書提出義務及び情報提供義務〕

① 行政庁は、証書又は記録を提出し、又は情報の提供をする義務を負う。これらの証書又は記録及び情報の内容を知らせることが、連邦又はドイツの一州の福祉を害するとき、又は、その経過が法律上若しくはその本質上秘密保持を要するとき、最上級の所轄監督庁は、その証書又は記録の提出及び情報の提供を拒否することができる。

② 本案裁判所は、関係人の申立てにより、証書又は記録の提出及び情報の提供を拒否するための法律上の要件が具備することが疎明されたかどうかにつき、決定で、裁判をする。第一項による説明を行った最高監督庁は、この手続に参加しなければならない。この決定は、独立して抗告により、取消請求することができる。高等行政裁判所が始審としてその事件を扱った場合には、その抗告については、連邦行政裁判所が裁判をする。

第一〇〇条〔記録の閲覧〕

① 関係人は、裁判記録及び裁判所に提出された記録を閲覧することができる。

② 関係人は、自己の費用で、書記課に、原本、抄本及び謄本の交付を求めることができる。裁判記録が原本に代用するため縮小してマイクロフィルムに撮影されている場合には、民事訴訟法第二九九条aの規定を準用する。裁判長の裁量により、代理権を有する弁護士に対し、記録を、その者の自宅又は事務所に持ち帰るために、交付することができる。

③ 判決、決定及び処分の草案、その準備のための書類並びに評決に関する書類を、提出しないし、また謄本によっても通知しない。

第一〇一条〔口頭弁論主義〕

① 裁判所は、別段の定めがない限り、口頭弁論に基づいて裁判をする。

② 関係人の同意をえて、裁判所は、口頭弁論を経ずに裁判をすることができる。

③　判決以外の裁判所の裁判は、別段の定めがない限り、口頭弁論を経ずにすることができる。

第一〇二条〔呼出〕

①　口頭弁論の期日が指定されたときはただちに、二週間以上の呼出期間をもって、連邦行政裁判所の場合は四週間以上の呼出期間をもって、関係人を呼び出さなければならない。急を要する場合には、裁判長は、この期間を短縮することができる。

②　呼出状には、関係人が在廷しない場合には不在廷のまま弁論が行われ、かつ、裁判がなされることのある旨を摘示しなければならない。

③　行政裁判権のある裁判所は、適切な解決のため必要があるときは、裁判所の所在地以外の地においても、法廷を開くことができる。

④　民事訴訟法第二二七条第三項第一文の規定は、適用しない。

第一〇三条〔口頭弁論の進行〕

①　裁判長は、口頭弁論を開始し、かつ、指揮をとる。

②　事件の呼び上げ後、裁判長又はその受命裁判官は、記録の重要な内容を朗読する。

③　これに対し、関係人は、申立てをし、かつ、これを理由づけるために発言する。

第一〇四条〔紛争事件の討議〕

①　裁判長は、関係人とともに、紛争事件を事実の点及び法律の点につき討議しなければならない。

②　裁判長は、裁判所の各構成員に対し、その求めにより、問いを発することを許さなければならない。その発問に異議があるときは、裁判所が裁判をする。

③　紛争事件が討議された後、裁判長は、口頭弁論の終結を宣言する。裁判所は、その再開を決定することができる。

第一〇五条〔口頭弁論調書〕

調書には、民事訴訟法第一五九条から第一六五条までの規定を準用する。

第一〇六条〔和解〕

関係人は、和解の対象を処分することができる範囲に限り、当該法的紛争をその全部又は一部について解決するため、裁判所又は受託裁判官若しくは受命裁判官の作成する調書により、和解を調えることができる。関係人が、裁判所、裁判長又は受命裁判官により決定の形式でなされた提案を、書面により、その裁判所に対し承認することによっ

ても、裁判上の和解をなすことができる。

第一〇章　判決及びその他の裁判

第一〇七条〔終結判決〕

訴えについては、別段の定めがない限り、判決で裁判をする。

第一〇八条〔自由心証主義〕

① 裁判所は、手続の結果全体から得た自由な心証により、裁判をする。判決には、裁判官の心証の根拠となった理由を記載しなければならない。

② 判決は、関係人が意見を述べることができた事実及び証拠調べの結果のみをその基礎としなければならない。

第一〇九条〔中間判決〕

訴えの適法性について、中間判決で、あらかじめ裁判をすることができる。

第一一〇条〔一部判決〕

訴訟物の一部のみが裁判をするに熟するときは、裁判所は、一部判決をすることができる。

第一一一条〔原因判決〕

給付の訴えにおいて、請求の原因及び数額につき争いがあるときは、裁判所は、中間判決で、その原因について、あらかじめ裁判をすることができる。裁判所は、その請求に理由があると宣言したときは、数額につき審理をしなければならない旨を命ずることができる。

第一一二条〔判決裁判所の構成〕

判決の基礎をなす審理に関与した裁判官及び名誉職裁判官に限り、判決をすることができる。

第一一三条〔取消の訴え及び義務づけの訴えの場合の判決〕

① 行政行為が違法であり、かつ、これにより原告がその権利を侵害されている範囲に限り、裁判所は、行政行為及び場合によっては不服審査決定を取り消す。行政行為がすでに執行されている場合には、裁判所は、申立てにより、行政庁がその執行を撤回しなければならないこと、及びその方法を、あわせて言い渡すことができる。この請求は、行政庁がこれをすることができ、かつ、この問題が裁判をするに熟しているときに限り、適法とする。その行政行為がすでに撤回又はその他の方法により解決されている場合において、原告がその違法の確認につき正当な利益を有するとき、裁判所は、申立てにより、判決で、その行政行為が違法であった旨を言い渡す。

② 金額を確定し又はこれと関連のある確認に係わって

いる行政行為の変更を原告が要求するとき、裁判所はその金額を別の金額に確定し又はその確認を別な確認に置き換えることができる。確定又は確認されるべき金額の計算が、少なからぬ費用を要するときには、裁判所は、不当に斟酌され又は斟酌されていなかった事実上の又は法律上事情を記載することによって、その行政行為の変更を、次のように決めることができる。行政庁がその裁判に基づいてその金額を算定できる。行政庁はそのあらたな算定の結果を関係人に遅滞なく略式により通知する。その裁判の既判力の発生後は、当該変更された内容の行政行為をあらたに告知しなければならない。

③　裁判所がさらに事実の解明を必要だと認める場合において、当該さらに必要な調査がその態様又は程度の点で重要であり、かつ、行政行為及び不服審査決定の取消が関係人の事実上の利害を斟酌しても有用である範囲において、裁判所は、本案ついてみずから裁判することなく、行政行為及び不服審査決定を取消すことができる。申立てにより、裁判所は、その新しい行政行為のなされるまでの間、仮の規制を行うことができる。裁判所は、特に担保が立てなければならず、又はその全部若しくは一部について担保を残しておかなければならず、そして担保の提供をさしあたっては返還の保証をする必要のないことを、決めることができる。その決定はいつでも変更又は取消すことができる。第一文による裁判は、行政庁の文書が裁判所に到達したのち六月以内に限ってなすことができる。

④　行政行為の取消しのほかに給付を要求することができるとき、同じ手続において、給付すべしとの判決もまたすることができる。

⑤　行政行為の許否又はその不作為が違法であり、かつ、これにより原告がその権利を侵害されている場合にかぎり、裁判所は、その事件が判決するに熟しているとき、行政庁に対し、申立てにかかる職務行為に着手すべしとの義務を言い渡す。その他の場合には、裁判所は、裁判所の法的見解を尊重して、原告に決定をなすべき義務を言い渡す。

第一一四条〔行政庁の裁量〕

行政庁がその裁量により〔行政〕活動をする権限を有する場合に、裁判所は、その裁量が法律上の限界を踰越し、又はその授権の目的に適合しない態様で裁量権が行使されたため、行政行為又は行政庁為の拒否若しくはその不作為が、違法であるかどうかについても、審査する。行政庁は、〔係争〕行政行為に関する裁量上の考慮理由を行政裁判所手続においてもなお補充できる。

第一一五条〔不服審査裁決の取消し〕

第七九条第一項第二号及び第二項により、不服審査決定が取消の訴えの対象となる場合には、第一一三条及び第一一四条を準用する。

第一一六条〔判決の告知・送達〕

① 判決は、口頭弁論が行われた場合は、原則として、口頭弁論の終結した日に、特別の場合には、直に指定する期日に宣告する。この指定期日は、二週間を越えて定めるものとする。判決は、関係人に送達しなければならない。

② 告知に代えて判決を送達することは適法である。その場合、判決書は、口頭弁論から二週間以内に書記課に交付しなければならない。

③ 裁判所が口頭弁論を経ずに裁判をする場合には、告知に代えて、関係人への送達による。

第一一七条〔判決書の形式と内容〕

① 判決は「国民の名において」なされる。判決は、書面に作成し、その裁判に関与した裁判官が署名しなければならない。裁判官が署名するのに支障がある場合には、裁判長が、裁判長に支障があるときは勤続年数の最も長い陪席裁判官が、支障の理由を付して、その旨を判決に附記する。名誉職裁判官の署名は要しない。

② 判決には、次の事項を記載する。

一 関係人、その法定代理人及び任意代理人の氏名、職業、住所及びその手続における地位についての表示

二 裁判所及びその裁判に関与した構成員の表示

三 判決の主文

四 事実

五 裁判の理由

六 上訴の教示

③ 事実の蘭においては、事実状態及び紛争状態を、提出された申立てに主眼を置いて、その本質的内容に従い、簡潔に叙述しなければならない。詳細について、書面、調書（Protokolle）及びその他の資料を、これらから事実状態及び紛争状態が十分に明かとなる範囲において、示すものとする。

④ 宣告の際まだ完全に文書に作成されていなかった判決は、告知の日から起算して二週間の経過前に完全に作成して、書記課に交付しなければならない。例外としてこれができないときは、事実、裁判の理由及び上訴の教示を記載しない判決に裁判官が署名して、その判決文をこの二週間以内に、書記課に交付しなければならない。事実、裁判の理由及び上訴の教示は、後にただちに作成し、裁判官別

に署名して、書記課に交付しなければならない。

⑤　裁判所が当該行政行為又は不服審査決定の附記理由を追認し、かつ、この旨をその裁判のなかで確認する限りにおいて、裁判所は判決の理由を叙述することを省略することができる。

⑥　書記課の書記官は、送達の日及び第一一六条第一項第一文の場合には告知の日を判決書に付記し、かつ、その付記に署名しなければならない。

第一一八条〔判決の訂正〕

①　裁判所は、判決の誤記、計算違い及びこれに類する明白な誤りを、いつでも訂正しなければならない。

②　訂正については、あらかじめ口頭弁論を経ずに、裁判をすることができる。訂正決定は、判決及び原本に付記する。

第一一九条〔事実の訂正を求める申立て〕

①　判決中の事実がその他の誤り又は不明を含むときは、判決の送達から二週間以内にその訂正を申し立てることができる。

②　裁判所は、証拠調べをしないで、決定で裁判をする。この決定は、取消請求することができない。判決に関与した裁判官だけが、その裁判に関与する。裁判官に支障がある場合において、可否同数のときは、裁判長の意見により決する。訂正判決は、判決及び原本に付記する。

第一二〇条〔判決の補充〕

①　事実について関係人がした申立て又は費用の負担が、その全部又は一部を脱漏して裁判されていたときは、申立てにより、後日の裁判で、当該判決を補充しなければならない。

②　その〔後日の〕裁判は、判決の送達から二週間以内に、申し立てなければならない。

③　口頭弁論は、法的紛争のうち解決されていない部分のみを、その対象とする。

第一二一条〔判決の実質的既判力〕

既判力のある判決は、訴訟物について裁判された範囲において、次に掲げる者を拘束する。

一　関係人及びその承継人。

二　第六五条第三項の場合には、参加の申立てをしなかった者又は期間内にしなかった者。

第一二二条〔決定〕

①　第八八条、第一〇八条第一項第一文、第一一八条、第一一九条及び第一二〇条を、決定に準用する。

②　決定が上訴により取消請求することができるとき、

又は法的救済を裁判するとき、その決定は、理由を付さなければならない。執行の停止（第八〇条、第八〇条a）についての決定、及び仮処分命令（第一二三条）についての決定並びに本案における法的紛争の解決後の決定（第一六一条第二項）は、常に理由を付さなければならない。上訴について裁判する決定は、裁判所が係争の裁判の理由からその上訴を理由なしとして棄却する場合、それ以上の付記理由を必要としない。

第一一章　仮処分

第一二三条〔仮処分命令〕

① 現在の地位の変更によって、申立人の権利の実現が不能となり、又著しく不服の生じるおそれがあるときは、裁判所は、申立てにより、訴えの提起前においても、訴訟物に関連して仮処分命令を発することができる。仮処分命令は、争われている法律関係に関連して仮の地位を規律するためにも、適法である。ただし、この規律が、とりわけ継続的法律関係について、重大な不利益を予防し、若しくは差し迫った権限の行使を防ぐため、又はその他の理由から必要と認められる場合に限る。

② 仮処分命令を発するには、本案の裁判所が管轄する。仮処分命令の裁判所は、第一審の裁判所とし、本案が控訴審に係属するときは、控訴裁判所とする。第八〇条第八項の規定を準用しなければならない。

③ 仮処分命令を発するに、民事訴訟法第九二〇条、第九二一条、第九二三条、第九二六条、第九二八条から第九三二条まで、第九三八条、第九三九条、第九四一条及び第九四五条の規定を準用する。

④ 裁判所は、決定で裁判をする。

⑤ 第一項から第三項までの規定は、第八〇条及び第八〇条aの場合に、適用しない。

第三編　上訴及び再審

第一二章　控訴

第一二四条〔控訴の受理・受理理由〕

① 第一一〇条による一部判決を含む終局判決に対して、及び第一〇九条及び第一一一条による中間判決に対しては、関係人は、高等行政裁判所によって受理されるとき、控訴することができる。

② 控訴は、次のいずれかの場合に、受理されなければ

ならない。

一　その判決の正当性について重大な疑いがあるとき。

二　その法律問題が特に事実の点で又は法律の点で難しいとき。

三　その法律問題が基本的な意義を有するとき。

四　その判決が、高等行政裁判所、連邦行政裁判所、最上級の各連邦裁判所の合同部又は連邦憲法裁判所の判例と相反する判断をし、かつこの判断を拠り所としているとき。

五　控訴裁判所の判断の基礎とされた手続上の瑕疵が主張され、かつその裁判の拠り所としうる手続上の瑕疵があるとおもわれとき。

第一二四条a〔控訴の受理手続〕

①　控訴の受理は、判決の送達から一月以内に、申立てられなければならない。申立ては、行政裁判所に提起しなければならない。申立ては係争の判決を表記しなければならない。申立てには、控訴を受理しなければならない理由が、叙述されなければならない。申立ての提起は、判決の既判力を妨げる。

②　申立てについて、高等行政裁判決が、決定で、裁判をする。高等行政裁判所は、その申立てを認容するとき、又は全会一致でその申立てを却下するとき、理由の附記を省略することができる。申立ての却下により、その判決は既判力を生じる。高等行政裁判所が控訴を受理するとき、その申立手続は控訴手続として続行する。控訴の提起は必要でない。

③　控訴は、その控訴の受理についての決定の送達から一月以内に、理由を付さなければならない。その控訴理由書は、高等行政裁判所に提出しなければならない。裁判長は、理由書提出期間を、その経過前に提起された申立てにより、延長することができる。控訴理由は、特定の申立てを含まなければならず、詳細に説示されるべき控訴理由を含まなければならない。これらの要件の一が欠けるとき、その控訴は不適法となる。

第一二五条〔控訴手続―不受理抗告〕

①　控訴手続には、この章に別段の定めがない限り、第二編の規定を準用する。

②　控訴は、不適法であるとき、却下しなければならない。この裁判は、決定で、することができる。この場合には、あらかじめ関係人を聴聞しなければならない。決定に対して、関係人は、もし裁判所が判決で裁判したとすれば適法とされたであろう上訴をすることができる。関係人はこれについて上訴の教示を受けなければならない。

第一二六条〔取下げ〕

① 控訴は、その判決の既判力を生じるまでの間、取り下げることができる。口頭弁論において申立てがなされた後の取下げは、被告の同意を、及び公益代表者が口頭弁論に加わっていたときは、さらにその者の同意をも必要とする。

② 控訴人が裁判所の催告にもかかわらずその手続を三月以上進めないとき、控訴は取り下げられたものとみなされる。第一項第二文の規定を準用する。控訴人は、その催告のなかで、第一文及び第一五五条第二項から生じる法的効果について摘示を受けなければならない。裁判所は、決定で、その控訴が取り下げられたものとみなす旨を、確認する。

③ 取下げは、提起された上訴の敗訴の結果を生ずる。裁判所は、決定で、費用の負担について裁判をする。

第一二七条〔附帯控訴〕

被控訴人及びその他の関係人は、口頭弁論の進行中においても、すでに控訴を放棄しているときでも、附帯控訴をすることができる。附帯控訴が控訴期間の経過後にはじめて提起された場合、又は関係人がその控訴を放棄した場合においては、控訴が取下げられたとき、又は控訴が不適法として却下されるときに、付帯控訴はその効力を失う。

第一二八条〔審理の範囲—新たな提出〕

高等行政裁判所は、控訴申立ての範囲内において、行政裁判所と同じ範囲にわたり、係争事件を審理する。高等行政裁判所は、新たに提出された事実及び証拠方法をも斟酌する。

第一二八条a〔新たらしい説明と証拠方法〕

① 新しい説明及び証拠方法は、第一審においてそのために指定された期間（第八七条b第一項及び第二項）に反して提出されなかった場合において、そのあらたな説明及び証拠方法が受理されるのは、裁判所の自由な心証によりその受理が法的紛争の解決を遅延させないであろうとき、又は関係人がその提出の遅れを十分に弁明するときに限る。弁明の理由は、裁判所の求めにより、疎明されなければならない。関係人が第一審において期間の懈怠の効果について第八七条b第三項第三号による教示をうけなかったとき、又は、関係人の協力がなくても事実関係を調査することが、わずかな費用でできるとき、第一文を適用しない。

② 行政裁判所が正当に却下した説明及び証拠方法は、控訴手続きにおいても排除される。

第一二九条〔第一審判決の変更〕

行政裁判所の判決は、その変更が申し立てられた範囲に限り、変更することができる。

第一三〇条〔破棄差戻し〕

① 高等行政裁判所の判決は、次の場合には、判決で、係争の裁判を破棄し、その事件を行政裁判所に差し戻すことができる。

一　行政裁判所が、本案についてみずからまだ裁判をしなかったとき。

二　手続に重大な瑕疵があるとき。

三　裁判にとって重要な、新たな事実又は証拠方法が知られるに至ったとき。

② 行政裁判所は、控訴裁判の法的判断に拘束される。

第一三〇条a〔決定による全会一致の裁判〕

高等行政裁判所は、控訴を全会一致で理由ありと認め又は全員一致で理由なしと認め、かつ、口頭弁論を必要なしと認めるときは、その控訴を決定で裁判をすることができる。第一二五条第二項第三文から第五文までの規定を準用する。

第一三〇条b〔引用判決〕

高等行政裁判所は、行政裁判所の確認事項をすべての範囲についてみずから審理するとき、その控訴についての判決のなかで、係争の裁判中の事実を引用することができる。高等行政裁判所は、係争の裁判の理由に基づいてその控訴を理由なしとして棄却するとき、裁判の理由をさらに叙述することを省略することができる。

第一三一条（削除）

第一三章　上告

第一三二条〔上告の受理〕

① 高等行政裁判所の判決（第四九条第一号）及び第四七条第五項第一文による決定に対して、関係人は連邦行政裁判所に上告を提起することができる。ただし、第一三三条の場合を除くほか、この高等行政裁判所が上告を受理したとき、又は不受理に対する抗告に基づき、連邦行政裁判所がその上告を受理したときに限る。

② 上告は、次に掲げるいずれかの場合に、受理しなければならない。

一　その法律事件が基本的な意義を有するとき。

二　判決が、連邦行政裁判所、最上級の連邦裁判所の合同部又は連邦憲法裁判所の判例に相反する判断をし、かつこの相反する判断を拠り所とするとき。

三　その〔係争の〕裁判が拠り所としうる手続上の瑕疵

が主張され、かつ存在するとき。

③　連邦行政裁判所はその受理に拘束される。

第一三三条〔不受理抗告〕

①　上告の不受理は、抗告により取消請求することができる。

②　抗告は、その判決につき上告を提起すべき裁判所に、完全な判決の送達から一月以内に提起しなければならない。抗告は、係争の判決を表示しなければならない。

③　抗告は、完全な判決の送達から二月以内に理由書を提出しなければならない。抗告理由書は、その判決に対し上告を提起すべき裁判所に、提出しなければならない。その抗告理由には、その法律事件の基本的な意義が陳述され、又は当該判決に相反する判例若しくは手続上の瑕疵を表示しなければならない。

④　抗告の提起は判決の既判力を妨げる。

⑤　連邦行政裁判所は、抗告を容認しないとき、決定で裁判をする。決定は短い理由を付すものとする。理由が上告を受理する要件の解明に寄与するに適している場合を除いて、理由は省略することができる。連邦行政裁判所が抗告を拒否すると同時に、その判決は既判力を生じる。

⑥　第一三二条第二項第三号の要件が具備するとき、連邦行政裁判所は決定で係争の判決を破棄し、さらに別な審級で弁論及び裁判をさせるため、その法的紛争を差し戻すことができる。

第一三四条〔飛躍上告〕

①　原告と被告が書面により〔飛躍上告に〕同意するとき、及び行政裁判所が判決において、又は申立てにより決定で〔飛躍上告を〕受理するとき、関係人は、行政裁判所の判決（第四九条第二号）に対して、控訴審を省略して、〔連邦行政裁判所に〕上告をすることができる。その申立ては、完全な判決の送達から一月以内に書面により提起されなければならない。同意書は、申立書に、又は上告が判決で受理されたときは、上告状に添付しなければならない。

②　上告は、第一三二条第二項第一号又は第二号の要件が具備する場合に限り、受理しなければならない。連邦行政裁判所はその受理に拘束される。受理の拒否は、取消請求することができない。

③　行政裁判所が、その上告の受理を求める申立てを決定で拒否したとき、この裁判の送達と同時に、控訴期間又は控訴の不受理に対する抗告のための期間の進行がはじめから始まる。ただし、その申立てが法定の期間と形式により提起され、かつ、同意申告書が添付された場合に限る。

行政裁判所が上告を決定で受理する場合、上告期間の進行は、この裁判の送達と同時にはじまる。

④　上告は、手続上の瑕疵を拠り所にすることはできない。

⑤　〔飛躍〕上告の提起及び同意は、行政裁判所がその上告を受理したとき、控訴を放棄したものとみなす。

第一三五条〔控訴禁止の場合の上告〕

連邦法律が控訴を排除している場合に、関係人は、行政裁判所の判決に対して（第四九条第二号）、連邦行政裁判所に上告をすることができる。上告は、行政裁判所が上告を受理するとき、又は不受理に対する抗告に基づき連邦行政裁判所が上告を受理したときに限り、提起することができる。受理には、第一三二条及び第一三三条を準用する。

第一三六条（削除）

第一三七条〔上告理由〕

①　上告は、係争の判決が次に掲げる法律又は規定に対する違反に基づくことを理由とするときに限り、提起することができる。

一　連邦法

二　連邦の行政手続法の規定と文言上一致している、そうした州の行政手続法の規定。

②　連邦行政裁判所は、係争の判決においてなされた事実の認定に拘束される。ただし、この認定に関連し、適法かつ理由のある上告理由が提出されたときは、この限りでない。

③　上告が手続の瑕疵をその理由とし、かつ同時に、第一三二条第二項第一号及び第二号の要件の一が具備しない場合には、当該主張に係る手続上の瑕疵のみを裁判しなければならない。その他の場合には、連邦行政裁判所は、当該主張に係る上告理由に拘束されない。

第一三八条〔絶対的上告理由〕

判決は、次に掲げるいずれかの場合には、常に連邦法に違反したものとみなされなければならない。

一　判決裁判所が、規定にしたがって構成されていなかったとき。

二　法律により裁判官の職務の遂行を除斥された裁判官、又は予断のおそれがあるため忌避された裁判官が、裁判に関与したとき。

三　法律上の聴聞が、一人の関係人に拒まれたとき。

四　一人の関係人が、明示に又は黙示に訴訟追行に同意した場合を除くほか、法律の規定に従って手続において代理されていないとき。

五　判決が、手続の公開に関する規定に違反した、口頭弁論に基づいてなされたとき。

六　裁判が理由を付していないとき。

第一三九条〔上告期間－理由書提出期間－形式〕

①　上告は、第一三四条第三項第二文の規定による上告の受理に関する完全な判決の送達又は決定の送達から一月以内に、書面により、係争の判決をした裁判所に、提起しなければならない。上告がその期間内に連邦行政裁判所に提起されるときも、上告期間は遵守されるものとする。上告には、係争の判決を表示することを要する。

②　上告の不受理に対する抗告が容認される場合、又は連邦行政裁判所が上告を受理する場合、連邦行政裁判所が第一三三条第六項の規定による係争の判決を破棄するときを除いて、その抗告手続は上告手続として続行される。抗告人による上告の提起は必要でない。その決定で、その旨を摘示しなければならない。

③　上告は、第一三四条第三項第二文の規定による上告の受理に関する完全な判決又は決定の送達から二月以内に、理由を付さなければならない。第二項の場合には、上告理由書の提出期間は、上告の受理に関する決定の送達から一月とする。上告理由書は連邦行政裁判所に提出しなければならない。裁判長は、上告理由書の提出期間を、その期間の経過前に提起された申立てにより、延長することができる。上告理由書は、特定の申立てを掲げることを要し、当該違反された法規範、及び手続上の瑕疵を責問する場合には、その瑕疵を明らかにする事実を表示することを要する。

第一四〇条〔取下げ〕

①　上告は、判決が既判力を生じるまでの間、取り下げることができる。口頭弁論において申立てをした後の取下げは、被上告人の同意を、及び連邦公益代表者が口頭弁論に加わったときは、さらに、その者の同意をも必要とする。

②　取下げは、提起された上訴の敗訴の効果を生ずる。裁判所は、決定で、費用負担について裁判をする。

第一四一条〔上告手続〕

上告には、この章に別段の定めがない限り、控訴に関する規定を準用する。第八七条a、第一三〇条a及び第一三〇条bの規定を適用しない。

第一四二条〔訴えの変更・訴訟参加の不許〕

①　上告手続における訴えの変更及び参加は、不適法とする。第六五条第二項の規定による参加は、その限りでない。

②　第六五条第二項の規定による上告手続における参加

人は、参加決定の送達から二月以内に限って、手続上の瑕疵を責問することができる。裁判長は、当該期間を、その期間の経過前に提起された申立てにより、延長することができる。

第一四三条〔適法要件の審理〕

連邦行政裁判所は、上告がおこなわれたかどうか、及び上告が法定の形式により法定の期間内に提起され、かつ上告理由が付されているかどうかを審理する。これらの要件の一を欠くときは、上告は不適法となる。

第一四四条〔上告についての裁判〕

① 上告が不適法であるときは、連邦行政裁判所は、決定で、これを却下する。

② 上告が理由がないときは、連邦行政裁判所は、上告を棄却する。

③ 上告が理由があるときは、連邦行政裁判所は、

一 本案についてみずから裁判をすることができる。

二 係争の判決を破棄し、さらに別の審級で弁論及び裁判をさせるため、その事件を差し戻すことができる。

第一四二条第一項第二文の規定による上告手続における参加人が〔法的紛争の差戻しにつき〕正当な利益を有するとき、連邦行政裁判所はその法的紛争を差し戻す。

④ 裁判の理由が現行法に違反するが、他の理由によりその裁判自体は正当であると認められるときは、上告は棄却しなければならない。

⑤ 連邦行政裁判所は、第四九条第二号に及び第一三四条による飛躍上告の場合において、さらに別の審級で弁論及び裁判をさせるため、その事件を差し戻すときは、その裁量により、控訴につき管轄権を有したであろう高等行政裁判所にもその事件を差し戻すことができる。この場合には、高等行政裁判所における手続は、その法的紛争が通常どおり高等行政裁判所に控訴をされて係争したであろう場合と同一の原則を適用する。

⑥ さらに弁論及び裁判をさせるため、その事件の差し戻をうけた裁判所は、上告裁判所の法的判断をその裁判の基礎としなければならない。

⑦ 連邦行政裁判所が手続上の瑕疵についての責問を強固なものと認めない限り、上告についての裁判は理由付記を必要としない。第一三八条の規定による責問及び、上告によってもっぱら手続上の瑕疵が主張されるときは、上告の受理に対する責問についてはその限りでない。

第一四五条（削除）

第一四章　抗告

第一四六条〔抗告の適法性、許可抗告〕

①　判決又は裁判所決定以外の行政裁判所の裁判に対し及び行政裁判所の裁判長又は受命裁判官の裁判に対しては、関係人及びその他その裁判により影響を受ける者は、この法律に別段の定めがある場合を除いて、高等行政裁判所に抗告することができる。

②　訴訟指揮に関する処分、釈明命令、弁論又は期日指定に関する決定、証拠決定、証拠申出の拒否に関する決定、手続及び請求の併合分離に関する決定並びに裁判所職員の忌避に関する決定に対しては、抗告により取消請求をすることができない。

③　そのほか、上告の不受理に対する法律に定める抗告を除くほか、費用、手数料及び立替金に関する争訟について、抗告の目的物の価格が四〇〇ドイツ・マルク以下である場合は、抗告をすることができない。

④　執行の停止に関する（第八〇条、第八〇条a）行政裁判所の決定及び仮処分命令に関する（第一二三条）決定に対して、並びに訴訟費用扶助の手続における決定に対して、高等行政裁判所が第一二四条第二項を準用してその抗告を受理したときに限って、関係人は抗告をすることができる。

⑤　抗告の受理を求める申立ては、その裁判の告知から二週間以内に行政裁判所に提起しなければならない。その申立ては、係争の決定を表示することを要する。申立ては、抗告を受理する根拠となる理由を申述しなければならない。

⑥　行政裁判所が遅滞なく移送する申立てについて、高等行政裁判所は決定で裁判をする。第一二四条a第二項第二文及び第四文を準用しなければならない。第一四八条第一項は適用しない。

第一四七条〔抗告の提起〕

①　抗告は、裁判を知った日から二週間以内に、書面により、又は書記課の書記官の作成する調書により、係争の裁判をした裁判所に、提起しなければならない。第六七条第一項第二文は、影響を受けない。

②　抗告期間は、抗告が期間内に高等行政裁判所に提起されたときにも、遵守されたものとする。

第一四八条〔行政裁判所による更正又は高等行政裁判所への移送〕

①　係争の裁判をした行政裁判所又は裁判長若しくは受

命裁判官は、抗告に理由があると認めるときは、その抗告を容認しなければならない。その他の場合には、抗告を、遅滞なく高等行政裁判所に移送しなければならない。

② 行政裁判所は、関係人に対して、高等行政裁判所に抗告を移送したことを通知するものとする。

第一四九条〔執行停止の効力〕

① 抗告は、その抗告が行政秩序の手段及び強制手段の確定をその対象としているときに限り、執行停止の効力を有する。その他の場合においても、係争の裁判をした裁判所又は裁判長若しくは受命裁判官は、係争の裁判の執行を一時停止しなければならないことを決めることができる。

② 裁判所構成法第一七八条及び第一八一条第二項は、影響を受けない。

第一五〇条〔決定による裁判〕

高等行政裁判所は、抗告について、決定で、裁判をする。

第一五一条〔異議の申立〕

受命裁判官若しくは受託裁判官又は書記官の裁判に対しては、告知後二週間以内に、〔同一の〕裁判所の裁判を申し立てることができる。申立ては、書面により、又は裁判所の書記課の書記の作成した調書により、提起しなければならない。第一四七条から第一四九条までの規定を準用する。

第一五二条〔連邦行政裁判所への抗告の禁止〕

① 高等行政裁判所の裁判は、この法律の第九九条第二項及び第一三三条第一項並びに裁判所構成法第一七条a第四項第四文の場合を除くほか、連邦行政裁判所への抗告をもって、取消請求をすることはできない。

② 連邦行政裁判所における手続においては、受託裁判官若しくは受命裁判官又は書記課の書記官の裁判には、第一五一条を準用する。

第一五章　再審

第一五三条〔再審〕

① 既判力をもって終結した手続は、民事訴訟法第四編の規定に従って、再審することができる。

② 公益代表者のほか、始審にして終審の連邦行政裁判所の手続においては連邦公益代表者も、無効の訴え及び回復の訴えを提起する権限を有する。

第四編　費用及び執行

第一六章　費用

第一五四条〔費用負担義務の一般原則〕

①　敗訴の当事者が、手続の費用を負担する。

②　成果のなかった上訴の費用は、上訴を提起した者の負担に帰する。

③　参加人が申立てをなし又は上訴を提起した場合に限り、参加人に費用を分担させることができる。

④　成果のあった再審手続の費用は、その費用が関係人の故意又は過失によって生じたときを除いて、国庫に分担させることができる。

第一五五条〔一部勝訴・取下げ、回復、故意又は過失の場合の費用負担義務〕

①　関係人が一部勝訴し、一部敗訴したときは、費用を相殺するか、又は按分しなければならない。費用が相殺されたときは、裁判費用は、各自折半する。他方の関係人の敗訴が小部分にすぎないときは、一方の関係人に費用の全部を負担させることができる。

②　申立て、訴え、上訴又はその他の法的救済を取り下げた者は、費用を負担しなければならない。

③　原状回復の申立てによって生じた費用は、申立人が負担する。

④　（削除）

⑤　関係人の故意又は過失によって生じた費用は、この者に負担させることができる。

第一五六条〔即時認諾の場合の費用負担〕

被告が、その者の態度により訴えの提起を誘発したのではない場合において、被告がただちに請求を認諾するときは、訴訟費用は、原告の負担に帰する。

第一五七条（削除）　一九九六年改正

第一五八条〔費用裁判に対する取消請求〕

①　費用に関する裁判に対する取消請求は、本案の裁判に対して上訴を提起しないときは、不適法とする。

②　本案の裁判がなされなかったとき、費用に関する裁判は、取消請求をすることができない。

第一五九条〔共同訴訟の場合における費用負担義務〕

費用を負担する義務を負う側が複数の者からなるときは、民事訴訟法第一〇〇条を準用する。争われている法律関係が、費用を負担する義務を負う側に対して、合一にのみ裁判することができるときは、費用は、連帯債務者としてそ

の複数の者に分担させることができる。

第一六〇条〔和解の場合の負担〕

法的紛争が和解によって解決し、かつ、関係人が費用についてなにも定めていないときは、裁判費用は、各自折半する。裁判外の費用は、各関係人が各自負担する。

第一六一条〔費用裁判・解決・不作為の訴え〕

① 裁判所は、判決において、又は手続がその他の方法で終結したときは決定で、費用について裁判をしなければならない。

② 法的紛争の本案が解決されたときは、裁判所は、第一一三条第一項第四文の場合を除くほか、衡平な裁量により、決定で、手続の費用について裁判をする。従前の事実状態及び紛争状態を斟酌しなければならない。

③ 第七五条の場合において、原告が訴えの提起前に被告の決断を期待することができたであろうときは、費用は常に被告の負担に帰する。

第一六二条〔償還を受けうる費用〕

① 費用とは、前置手続の費用を含め、裁判費用（手数料及び立替金）及び目的に適った権利の伸張又は防御に必要な関係人の支出をいう。

② 弁護士又は法律補佐人の手数料及び立替金、租税事件の場合には税理士の手数料及び立替金は、常に償還を受けることができる。前置手続が係属した場合において、裁判所が前置手続への任意代理人の関与を必要と宣言したときは、手数料及び立替金の償還を受けることができる。

③ 参加人の負担した裁判外の費用は、裁判所が、衡平の見地から、敗訴当事者又は国庫にその費用を分担させたときに限り、償還を受けることができる。

第一六三条（削除）

第一六四条〔費用の確定〕

第一審裁判所の書記官は、申立てにより、償還すべき費用の額を確定する。

第一六五条〔費用確定の異議の申立〕

関係人は、償還しうる費用の額の確定に対し、取消請求をすることができる。第一五一条を準用する。

第一六六条〔訴訟上の救助〕

訴訟費用の扶助に関する民事訴訟法の規定を準用する。

第一七章　執行

第一六七条〔適用規定・管轄・仮の執行権〕

① この法律に別段の定めがない限り、執行には、民事訴訟法第八編を準用する。執行裁判所は、第一審の裁判所

とする。

② 取消の訴え及び義務づけの訴えに対する判決は、費用に関してのみ、仮執行の宣言を付することができる。

第一六八条〔債務名義〕

① 執行は、次に掲げるものに基づいて行う。

一 既判力の生じた裁判及び仮執行宣言付き裁判所佐

二 仮処分命令

三 裁判上の和解

四 費用確定決定

五 公法上の仲裁裁判所の執行宣言を付した仲裁裁定。ただし、執行力に関する裁判が、既判力を生じ、又は仮執行の宣言を付されたときに限る。

② 執行のため、関係人に対し、その者の申立てにより、事実を省略した判決及び裁判の理由を省略した判決の原本を交付することができる。この原本の送達は、完全な判決の送達と同一の効力を有する。

第一六九条〔公法上の権利主体のための執行〕

① 連邦、州、市町村連合、市町村又は公法上の団体、営造物若しくは財団のために執行をすべき場合には、その執行は、行政執行法による。行政執行法に規定する執行行政庁は、第一審裁判所の裁判長とする。裁判長は、その執行を遂行するため、他の執行行政庁又は裁判所執行吏を要請することができる。

② 作為、受忍及び不作為を強制する執行は、行政共助の態様により、州の機関によってなされる場合には、州法の規定にしたがって行われなければならない。

第一七〇条〔公法上の権利主体に対する執行〕

① 連邦、州、市町村連合、市町村、公法上の団体、営造物又は財団に対し金銭債権を理由に執行をすべき場合には、債権者の申立てにより、第一審裁判所がその執行を行う。裁判所は、なされるべき執行措置を定め、これを実施するため、所轄機関に委託する。受託機関は、その措置に適用される執行規定により、この委託を追行する義務を負う。

② 裁判所は、執行処分を発する前に、行政庁に対し、又は公法上の団体、営造物及び財団に対して執行すべき場合には、その法定代理人に対し、裁判所の定める期間内にその執行を免れる措置をとるべき旨の催告とともに、当該行おうとする執行を通知しなければならない。その期間は一月を超えてはならない。

③ 執行は、公の任務の履行のために欠くことができない物件、又はその譲渡が公の利益に反する物件に対しては、

許されない。異議について、〔執行〕裁判所は、所轄の監督行政庁を聴取して、最上級の連邦行政庁若しくは州行政庁の場合は所轄大臣を聴取して裁判をする。

④　公法上の金融機関には、第一項から第三項までの規定を適用しない。

⑤　仮処分命令の執行の場合には、執行の予告及び猶予期間の遵守を必要としない。

第一七一条〔執行文〕

第一六九、第一七〇条第一項から第三項までの場合においては、執行文を必要としない。

第一七二条〔行政庁に対する罰金〕

第一一三条第一項第二文及び第五項並びに第一二三条の場合において、行政庁が、判決又は仮処分命令でその行政庁に課せられた義務を追行しないときは、第一審の裁判所は、申立てにより、決定で、その行政庁に対して、期間を定めて、二〇〇〇ドイツ・マルク以下の罰金に処すことを戒告し、その効果が無く期間を経過した後は、これを確定し、かつ、職権により執行することができる。罰金は、繰り返して確定し、かつ、執行することができる。

第五編　最終規定及び経過規定

第一七三条〔民事訴訟法及び裁判所構成法の準用〕

この法律が手続に関する規定を定めないときは、裁判所構成法及び民事訴訟法の規定は、民事訴訟手続と行政訴訟手続の性質が原則的に相違するため準用が排除されるときを除いて、準用されなければならない。

第一七四条〔裁判官の職につく資格〕

①　高等行政裁判所及び行政裁判所における公益代表者については、ドイツ裁判官法に基づく裁判官が職につく資格は、上級の行政公務員の職につく資格に相当する。ただし、その資格が、大学で法律学を三年以上修学し、かつ、公職で三年以上研修したのち、法定の試験を受けて得られた場合に限る。

②　軍人の場合、軍人がその者に適用される特別規定をみたしているとき、第一項の要件はみたされているものとみなされる。

第一七五条（削除）

第一七六条（削除）　一九六六年　弁理士法第一八八条第五号

第一七七条〔適格行政法学者〕　（削除）

第一七八条及び第一七九条（条文改正）

第一八〇条〔証人及び鑑定人の尋問〕

行政手続法又は社会法典第一〇編に基づく証人及び鑑定人の尋問又は宣誓は行政裁判所によって行われる場合、その尋問又は宣誓は、事務配分計画により定められた裁判官のまえで行われる。行政手続法又は社会法典第一〇編に基づく証言、鑑定又は宣誓の拒否の合法性について、行政裁判所は決定で裁判する。

第一八一条及び第一八二条（条文改正）

第一八三条〔州法の無効〕

ある州の憲法裁判所が州法の無効を確認し又は州法の規定を無効だと宣言した場合には、州による特別な法律規定のあるときを除いて、行政裁判権のある裁判所の（もはや取消請求しなくなった）裁判は、影響を受けない。その裁判が、当該無効と宣言され規範に根拠を求めていた場合も、同様とする。このような裁判に基づく執行は許されない。民事訴訟法第七六七条を準用する。

第一八四条〔「上級行政裁判所」の名称〕

州は、高等行政裁判所を従来の名称「上級行政裁判所」を今後も用いる旨を、定めることができる。

第一八五条〔本法と異なる州規定〕

① ベルリン及びハンブルク州では、第二八条に規定する郡に代えて区を用いる。

② ベルリン、ブランデンブルク、ブレーメン、ハンブルク、メクレンブルク、フォルポメルン、ザールランド及びシュレスヴィヒ・ホルシュタインはの各州は、第七三条の規定からの乖離を許可することができる。

第一八六条から第一九二条まで（略）

第一九三条〔憲法裁判所としての高等行政裁判所〕

憲法裁判所が存在しない州においては、その州の内部において憲法争訟を裁判する（高等行政裁判所に委譲されている）権限は、憲法裁判所が設立されるまでの間、影響をうけない。

第一九四条から第一九五条まで（略）

［後記］ ここで訳出したドイツ行政裁判所法は、二〇〇一年一月現在妥当している正文である。右法律は、規範統制手続をも主観訴訟として性格づけるよう改めている点に、特色を示している。日本で行政事件訴訟法が多くの批判を向けられている諸問題のうち、重要な項目は、すてにドイツ行政裁判所法において解決ずみであり、極め

て比較検討するに値する。欧州連合の構成諸国のうちドイツ行政裁判所法が、もっともその国民の権利保護に役立っているとの、定評がある。拙稿「二〇〇一年行政事件訴訟法草案」（法学研究七四巻一号、二号）は、日本での問題解決を図るに当たり、右の行政裁判所法を大いに参考としている。